

平成27年度 第2回京都市上下水道事業経営審議委員会

次 第

開催日 平成27年12月7日(月)
開催時間 午後4時～午後6時(終了予定)
開催場所 京都市上下水道局本庁舎 別館1階研修室

1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開について

2 議 題

- (1) 京都市水道事業・公共下水道事業経営評価等について
 - ・平成27年度経営評価(平成26年度事業)の評価結果
 - ・平成27年度上下水道局事業推進方針上半期進捗状況の点検・評価について
- (2) 公営企業に係る「経営比較分析表」の策定等について

3 報 告

- (1) 大原地域水道再整備事業の完了について
- (2) 「琵琶湖疏水通船復活」試行事業について
- (3) 上下水道局の局名アンケートの実施結果について

4 今後の予定

5 閉 会

< 配付資料 >

次第

出席者名簿

配席図

- | | |
|------|---|
| 資料1 | 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱 |
| 資料2 | 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領 |
| 資料3 | 平成27年度第1回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録 |
| 資料4 | 平成27年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価(平成26年度事業)について |
| 資料5 | 平成27年度上下水道局事業推進方針上半期進捗状況について |
| 資料6 | 公営企業に係る「経営比較分析表」の策定等について |
| 資料7 | 大原地域水道再整備事業の完了について |
| 資料8 | 「琵琶湖疏水通船復活」試行事業について |
| 資料9 | 上下水道局の局名アンケートの実施結果について |
| 別添資料 | 平成27年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価(本冊子及び概要版) |

平成 27 年度 第 2 回京都市上下水道事業経営審議委員会委員等名簿

審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職等	出欠
いちハラ たみこ 市原 民子	京都市地域女性連合会常任委員	出席
おくハラ つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	欠席
かみこ なおゆき 神子 直之	立命館大学教授(理工学部)	出席
こばやし ゆか 小林 由香	税理士	出席
てらさき あいち 寺崎 愛知	市民公募委員	出席
とみた みつよ 富田 光代	市民公募委員	出席
なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学教授(大学院人間・環境学研究科)	出席
みずたに ふみとし 水谷 文俊	神戸大学教授(大学院経営学研究科)	出席
むらかみ ゆうこ 村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長	出席

：委員長， ：副委員長

京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長

〃 上下水道局次長

〃 技術長

〃 総務部長

〃 総務部経営ビジョン策定担当部長

〃 総務部経営・防災担当部長

〃 総務部担当部長

〃 総務部お客さまサービス推進室長

〃 技術監理室長

〃 技術監理室担当部長

〃 水道部長

〃 水道部担当部長

〃 水道部水道管路管理センター所長

〃 下水道部長

〃 下水道部担当部長

〃 下水道部鳥羽水環境保全センター所長

水田 雅博

向畑 秀樹

出口 勝徳

鈴木 隆志

江渕 史明

日下部 徹

廣瀬 孝幸

垣野 真義

土居 通治

山内 智

伊木 聖児

松嶋 雅幸

齊藤 昭

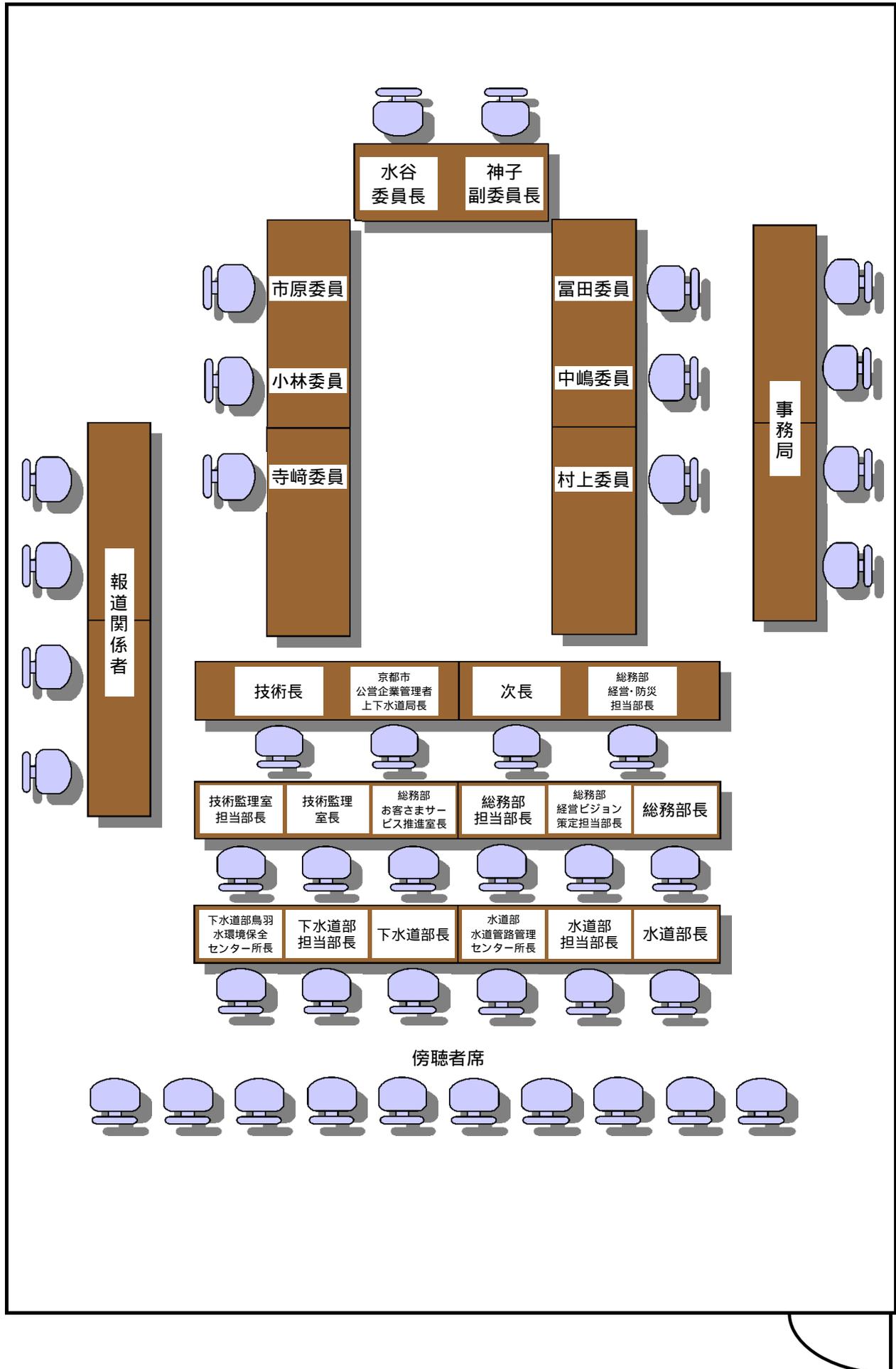
石田 秀一

西野 彰一

楠原 浩之

事務局 上下水道局総務部経営企画課

平成27年度 第2回 京都市上下水道事業経営審議委員会 配席図



京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討
- (2) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案
- (3) その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員(以下「部会委員」という。)は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 委員長が指名する委員
 - (2) 委員会に付議する事案について専門の知識を有する者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第9条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、管理者が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から実施する。

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ(疾病その他正当な理由がある場合を除く。)等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

平成27年度 第1回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録

日 時 平成27年9月25日(金) 午後6時～8時

場 所 京都市上下水道局本庁舎 別館1階研修室

出席者(五十音順,敬称略)

1 委員

市原 民子	京都市地域女性連合会常任委員
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事
神子 直之	立命館大学教授(理工学部)
寺崎 愛知	市民公募委員
富田 光代	市民公募委員
中嶋 節子	京都大学教授(大学院人間・環境学研究科)
水谷 文俊	神戸大学教授(大学院経営学研究科)
村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長

2 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長,次長,技術長,
総務部経営ビジョン策定担当部長,総務部経営・防災担当部長,技術監理室長,
技術監理室担当部長,水道部長,水道部担当部長,水道部水道管路管理センター所長,
下水道部長,下水道部担当部長,下水道部鳥羽水環境保全センター所長,
事務局(総務部経営企画課)

次 第

1 開 会

- (1)京都市あいさつ
- (2)委員会の概要説明
- (3)審議委員の紹介
- (4)上下水道局幹部職員を紹介

2 委員長,副委員長の選任

- (1)委員長の選任
- (2)副委員長の指名
- (3)委員長あいさつ

3 会議の公開について

4 京都市の水道事業・公共下水道事業の概要等について

5 議 題

京都市の地下水利用の在り方等についての意見書（案）について

6 今後の予定

7 閉 会

内 容

1 開会

(1) 京都市あいさつ（京都市公営企業管理者上下水道局長 水田 雅博）

京 都 市： まずは、この度、委員に御就任いただいたことに対して感謝申し上げます。

上下水道局は、市民の皆様のいのちや暮らしを守り、産業の発展にも寄与する重要なライフラインをこれまで築き上げてきた。その源となる琵琶湖疏水は竣工125周年、昭和5年から始まった公共下水道事業は85周年という記念すべき年を迎え、水道事業については103周年を迎えた。

水道事業・公共下水道事業に係る背景として、昭和の高度経済成長期の整備を経て老朽化の波が押し寄せる一方で、節水型社会が定着し、全国的に厳しい経営状況である。

京都市総体としては、以前から事業の評価を行ってきたが、上下水道局では経営評価という形式で経営の在り方について評価を行っている。平成21年度からは「経営評価審議委員会」を設置し、第三者の先生方からの御指導をいただきながら評価を進めてきた。平成25年度には、同委員会を「経営審議委員会」へと進化させ、引き続き第三者の先生方からの御指導をいただきつつ、上下水道局の経営戦略である「京（みやこ）の水ビジョン」や、その実施計画である「中期経営プラン」の進行状況についても点検いただいている。

平成2年以降降水需要が減少し続けるという大変厳しい社会情勢の中で、料金制度の改定やお客さまサービスの向上、老朽化施設の更新のスピードアップ、災害対策、環境対策、経営のスリム化などの様々な面で経営審議委員会の先生方の御指導をいただくことで、上下水道事業を円滑に進めることができている。

上下水道局は、京都市民の皆様に、安全・安心で美味しい世界最高水準の水道水を安価でお届けするとともに、公共下水道事業においては、下流域の1,100万人の皆様の生活を支える水を排出している。そのことに誇りをもって、市民の皆様のライフラインを守るために、事業を邁進している。

加えて、地域事業の統合に係る準備、地下水利用専用水道に係る条例改正も進めなければならない。一方で、これらの事業を市民の皆様にしっかりと伝える説明責任を果たすことが少なかったことから、広報の充実も進めなければな

らない。

様々な課題がある中、現在の経営戦略「京（みやこ）の水ビジョン」が7年目を迎えた。平成30年度以降の新しいビジョンの策定にあたっては、今回委員に御就任いただいた先生方の御指導をいただきながら、全国的にもリーディングケースとなるような経営戦略の策定に結び付けていきたい。今年度は、ビジョン策定に向けたプロジェクトチームを庁内に設置し、準備を始めたところである。今後、平成29年3月までの間、先生方の御意見をしっかりと受け止めながら、市民の皆様の笑顔を創出することができるような上下水道事業を、職員一丸となって進めてまいりたい。

(2) 委員会の概要説明

事務局：資料の説明（資料1）

(3) 審議委員の紹介

(4) 上下水道局幹部職員の紹介

2 委員長，副委員長の選任

(1) 委員長の選任

京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の互選により、水谷委員を委員長に選任

(2) 副委員長の指名

京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱第6条第2項に基づき、委員長の指名により、神子委員を副委員長に選任

(3) 委員長あいさつ

水谷委員長：先程、水田局長から経営審議委員会の経緯について説明があったが、私自身は、管路の評価について技術的な面から関わって以降、京都市と関わりを持っている。また、京都市の水道・下水道だけでなく、大阪・神戸や、広く公益事業全般に関与している。大学では、この4月から学長をサポートする役割を担うこととなり、忙しい日々が続いているが、今後、皆様の助けを得ながら、京都市民の皆様にとってより良い水道・下水道の運営となるように貢献していきたい。

皆様から忌憚のない意見をいただきながら、神子副委員長とともに円滑に本委員会を運営していきたい。歴史のある京都市は、世界に対して日本の顔とも言える都市である。先程、局長から話があった新しい経営ビジョンの策定についても是非とも貢献していきたい。

3 会議の公開について

水谷委員長： 本日の会議は公開とし、議事録については、後日公表することとする。

議事録について、2名の委員の署名が必要ということなので、名簿順で、市原委員と奥原委員にお願いしたい。

4 京都市の水道事業・公共下水道事業の概要等について

事務局： 資料の説明（資料4）

神子副委員長： 資料4の5ページの図は、分流式となっているが、実際には合流式もあるかと思うが、いかがか。

京都市： 本図は、市民の皆様にごできるだけ事業の内容を分かりやすく伝えるために作成したものであるが、御指摘のとおり街中には合流式下水道があるため、その点を踏まえた工夫をしたい。

神子副委員長： 京都市は全て合流式ではなかったか。

京都市： 合流式とは、各家庭のトイレ、風呂、台所から排出される汚水と雨水を同じ管で水環境保全センターまで流す方式のことであり、分流式は汚水と雨水を別の管で流し、汚水については水環境保全センターへ、雨水については河川へ流す方式である。

京都市は、旧市街地については合流式で整備を始め、現在、約4割が合流式であり、周辺地域は分流式となっている。

神子副委員長： 資料4の3～4ページで、水道事業における年間給水量と公共下水道事業における年間流入下水量の間に約1億 m^3 程度の差があるが、これが合流式における雨水の量と考えてよいのか。

京都市： 概ねご指摘のとおりである。

神子副委員長： 伝統産業等では有収水量に入らない地下水を利用しており、その量も流入下水量に含まれると考えるが、これは雨水に比べると微々たるものなのか。また、先程指摘した1億 m^3 の差の内訳はどのようなものか。

京都市： 資料5-1の1ページに記載のとおり、井戸水使用量は19百万 m^3 であり、年間有収汚水量の約1割程度の規模である。

奥原委員： 水道管の老朽化が課題であることはよく分かったが、老朽化の定義はどのよ

うなものか。

また、資料4の12ページの費用において、水道水をつくるコストが大都市平均と比べて11.5円低コストという記載があるが、京都市の場合、水源に係る費用が琵琶湖疏水感謝金のみであるとすると、水道事業体にとって非常に大きな意味があると考えているが、この点に関して他都市の状況等が分かれば教えていただきたい。

京都市：水道管における老朽管については、布設年度が古いものや材質が弱い又は継手部分の耐震性が劣る「初期ダクタイル鋳鉄管」を対象としている。全国的には40年を経過した管を老朽管としているが、管そのものが発達しており、昨今では「100年管」と呼ばれるものもあるため、40年の基準を改定するよう国に要望しているところである。

水源に係る費用については、御指摘のとおり琵琶湖疏水感謝金として年間2億3,000万円をお支払いしているところであるが、これは水そのものに係る費用ではなく、施設に係る費用である。

奥原委員：京都府においては水源開発に係る費用が算入されている。京都市においては先人達からの恩恵もあり、感謝金の2億3,000万円、市民1人当たりになると200円弱で水源に係る費用を賄うことができている。水道水に係るコストを述べる際には、この点を強調するべきかと思う。

京都市：感謝金については、12ページに記載されている158.3円の算定に含まれている。

水源そのものに係る費用として、水利権自体には発生していないが、ダムなどの施設に投資した経費はコストに反映される。都市によっては他都市からの受水した水により水道水を供給するなど、各都市で事業の運営形態は異なっている。一方で、水源に係る施設の費用についても、例えばダム建設の費用等についても、即ち資本回収した都市はコストが低くなるなど、施設を建設した時期によって水道水をつくるコストへの影響が異なる。

京都市においては、御指摘のとおり先人達が明治期に投資を行ったおかげで水源に係る費用も感謝金のみであり、現在では1m³あたり約1円の費用となる。また、給水コストも高低差のある地形の特徴を活用して、加圧しなくても自然流下により水道水の供給等を行うことができおり、こうした特徴については積極的にPRしてよいと考える。

村上委員：資料4の16ページ「琵琶湖疏水通船復活」試行事業について、実施したアンケートの回収率を伺いたい。自身が携わる事業においてはマイナス面の意見を次の事業に反映させているので、そういった意見について伺いたい。

京 都 市： アンケートについては、下船時に皆様にお渡しし御協力を頂いており、乗船者モニター全員に書いていただいた。

また、意見としては、音声ガイドではなく肉声のガイドを求める声や乗船を待つ時間について何か工夫を凝らせないかといった声があった。今秋にも試行事業を実施することを予定しているが、その際には、春の試行事業で抽出した課題や御意見にできる限り対応したいと考えている。

奥 原 委 員： 「琵琶湖疏水通船復活」について、課題は何か。また、本格実施に当たって、どの程度の乗船料で費用を賄うことができるのか。

京 都 市： 課題としては、採算性と安全性、さらにトンネルの長さが挙げられる。

試行事業においては、8人乗り（お客様は6人まで乗船可能）の上下水道局の作業船を使用しており、これでは採算は全く合わず、本格実施に当たっては新たに船を調達する必要がある。15人～20人乗りの船であれば状況が変わってくるが、昭和45年に完成した諸羽トンネルの出口には約90度のカーブがあるなど、船の大きさには制限がかかり、12人～13人乗りが限界である。さらに、国土交通省近畿運輸局の指導の下、「琵琶湖疏水通船復活」を今後事業として進めていく際、時間を決めての定期便として運航する場合には、今回の試行事業でクリアすることを予定しているトンネル内の通信手段等、大きなハードルがある。

本格実施に当たっては、上下水道局が事業を実施するのではなく、実施母体に施設を利用いただく立場となる。本事業を単独事業として採算のとれるものとするのは困難であるため、周辺地域の活性化や商品のプレミアム化等により工夫を凝らしていく必要があると考えている。本事業については、各方面より大津市、山科区、岡崎地域の活性化に結び付くものであるとの御理解を頂いているので、本格実施に向けて、この秋も試行事業を展開してまいりたい。

5 議 題

京都市の地下水利用の在り方等についての意見書（案）について

水谷委員長： 本議題については、昨年度、専門部会を設置し検討を進めてきたところである。今回初めて委員に就任された方もいるため、まずはこれまでの経緯を含め、事務局より説明を行った後、委員の皆様から御意見をいただきたい。

事 務 局： 資料の説明（資料5）

神子副委員長： 次第では議題となっているが、経営審議委員会で議決するという意味か。また、意見書については、最終的にどのような形式になるのか。

京 都 市： 昨年度，専門部会を設置し，4回の部会を経て資料5 - 3の意見書（案）をまとめていただいた。こうした経緯を踏まえ，経営審議委員会において意見書（案）に対する御意見をいただき，意見書として完成させたいと考えている。

また，意見書の形式については，経営審議委員会から京都市へ意見書を提出いただく，というものである。

神子副委員長： 意見書（案）の最も重要な箇所は，資料5 - 3の6～7ページの「料金等使用者負担の今後の在り方について」に記載のある，「既存の料金制度とは別に，固定費である水道施設維持経費を新たに負担する制度の導入を検討する必要がある」という点だと認識しているが，説明のあった資料5 - 2では，「今後の在り方」との記載に留まり，具体的な内容が欠如している。

京 都 市： 資料5 - 2については，資料5 - 3の意見書（案）を分かりやすくまとめたものであるが，御指摘のとおり，具体的な結論についての記載が不足していた。

水谷委員長： 神子副委員長の指摘は，資料5 - 3の意見書（案）で最も重要な部分が，その内容をまとめた資料5 - 2において抜けているというものである。事務局の説明は資料5 - 2に沿って行われたが，資料5 - 3の意見書（案）に沿って行うべきであった。

資料5 - 2を修正の上で再度審議となると，改めて経営審議委員会を開催する必要が生じる。時間の都合も鑑み，委員の皆様には神子副委員長から御指摘のあった資料5 - 3の意見書（案）の趣旨を踏まえ，この場で御意見・御質問をいただきたい。

奥 原 委 員： 意見書（案）の結論として，「既存の料金制度とは別に，固定費である水道施設維持経費を新たに負担する制度の導入を検討する必要がある」という点については理解したが，具体的にはどのような制度を考えているのか。

京 都 市： 意見書の趣旨を踏まえ，意見書（案）にも記載のある他都市における具体的な対策も参考にしながら，京都市で具体的な制度について検討を進めてまいりたい。

奥 原 委 員： 経営審議委員会の結論としては，新たな制度導入の必要性を述べるに留まり具体的な制度設計は京都市が行うということか。

水谷委員長： 通例として，本経営審議委員会のような場においては大きな方向性を示すに留まり，具体的な制度設計については行政が進めていくものと理解している。

奥 原 委 員： 伝統産業等への影響に係る十分な検証や企業努力としての地下水利用を否定

するものではないという点について、また、地下水利用専用水道について何らかの対策が必要である点についても、私自身同様に考えているので、本意見書（案）に対して特段意見等はない。

水谷委員長： 本件に関しては、経済合理性の観点からのみ考えるのではなく、それぞれの街の特性を踏まえて対策を検討する必要がある。専門部会においても、特に京都市の場合には、長い間培ってきた伝統等を踏まえ、データを分析した上で配慮が必要であるとの結論に至った。

また、現在の料金制度のままでは、将来にわたって京都市民に良質な水道水を供給し続けることが困難となる状況も踏まえ、何らかの形で解決策を検討する必要があるとの結論に至った。

京都市： 水道事業は、大口径の管も市民の皆様の御家庭に繋がる13mm、20mmの管も含め、市民の皆様からの水道料金で成り立っている。ただ、大きな管を繋ぎながらも水道水の利用が少ない場合には、一般の方との公平性に欠けるため、そうした場合には施設分の経費を賄ってもらう必要がある、というのが本件の発端である。地下水を利用する事業者が増えてくる中、議会においても何らかの対策が必要であるとの付帯決議があり、これまで検討を進めてきた。

今後、経営審議委員会における御意見を受けて、京都市の事情を踏まえながら、固定費である水道施設維持経費を新たに負担する制度の導入の検討を進める。ただし、経営努力として新たに地下水利用専用水道を導入した企業に対して初めから大きな負担とならないよう、また、長年伝統産業を続けられてきた方々に負担のしわ寄せが行くようなことがないように検討を進めることが必要であると考えている。

現状では具体的な制度案をお示しする段階にはないが、付帯決議を受けて新たな制度を構築するためには、議会における議決が必要となることから、多くの皆様に御理解いただける制度とし、説明責任を果たしていきたい。

水谷委員長： 他に意見がないようであれば、本日の御意見も踏まえ最終案を作成し、再確認した上で、意見書（案）を意見書として完成させ、京都市へ提出する。また、本件に係る以降の動きについては、委員長に一任いただきたい。

6 今後の予定

委員長から日程案を挙げ、日程調整を行った結果、12月7日（月）を第2回経営審議委員会の第1候補日として、後日事務局にて改めて最終調整を行うこととした。

7 閉会

平成 27 年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価（平成 26 年度事業）について

1 水道事業・公共下水道事業経営評価について

京都市上下水道局では、平成 29 年度までに取り組むべき課題や目標を示す「京（みやこ）の水ビジョン」（2008 - 2017）とその実施計画である「中期経営プラン」に基づき、様々な事業を進めている。一方、地方公営企業として、「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉の増進」の原則に基づき、事業の進捗管理と事業効果の点検及び改善、市民サービスの向上について、経営の観点から、水道事業・公共下水道事業経営評価を導入している。

また、経営評価は、「京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例」で義務付けられた特定分野に関する行政評価であり、この行政評価制度の趣旨を踏まえ、水道事業、公共下水道事業を推進する経営戦略の P D C A サイクルの C（チェック）に位置づけ、上下水道局の事業活動を経営指標評価と取組項目評価の 2 つの方法により客観的に分析・評価している。

（各評価方法と主な特徴）

評価方法	主な特徴
経営指標評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 つの評価区分について、水道事業、公共下水道事業それぞれのガイドラインに示されている財務指標を中心とした指標により評価を行い、中長期的な経営分析を実施 ・ 指標値の前年度数値との比較により、事業の改善度を確認するほか、偏差値による大都市平均との比較を実施
取組項目評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度策定している上下水道局事業推進方針に掲げる 93 の取組項目の目標水準に対する達成度について 5 段階評価を実施 ・ 最小事業単位である取組項目ごとの評価結果に基づいて、その上位の 22 の重点推進施策ごとに 5 段階評価を実施し、最上位の 5 つの施策目標の達成状況を分析することにより、体系的な評価を実施 ・ 中期経営プラン（2013-2017）に掲げた 5 つの重点項目別に評価を実施

2 平成 27 年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価（平成 26 年度事業）について

(1) 経営指標評価（本冊 P.10～）

水需要が減少する中、職員定数や各種経費の削減などの取組を積極的に推進し、6 つの評価区分のうち、水道事業では 3 つの評価区分（収益性、資産・財務、生産性）で、公共下水道事業では 1 つの評価区分（使用料）で前年度に比べて指標値が向上した。

(2) 取組項目評価（本冊 P.37～）

「道路の下で暮らしを支える管路施設の改築更新」や「雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善」などを推進したことにより、22 の重点推進施策のうち、A 評価（十分に達成されている）が 17 施策、B 評価（かなり達成されている）が 5 施策となった。

（A：十分に達成されている、B：かなり達成されている、C：そこそこ達成されている、

D：あまり達成されていない、E：達成されていない の 5 段階評価）

平成 27 年度上下水道局事業推進方針上半期進捗状況について

取組項目一覧（目次）

施策目標	重点推進施策	取組項目	ページ
I 毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します	1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給	① 水源から蛇口までの水質管理の強化 ② 原水水質監視の強化 ③ 適正な浄水処理の推進 ④ 直結式給水の拡大 ⑤ 水道未普及地域の解消と京北地域水道・大原地域水道の再整備	4 4, 5
	2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備	① 水道システムの耐震性向上 ② 導水施設の2系統化によるバックアップ体制の強化 ③ 連絡幹線配水管の布設 ④ 老朽化した下水道管の耐震性向上 ⑤ 下水道施設の地震対策の強化	5
	3 災害・事故等危機時における迅速な対応	① 危機管理対策の強化 ② 防災拠点の充実 ③ 水質の安全管理（上下水道）の充実 ④ 工事及び維持管理作業における安全対策の強化	6
	4 雨に強く安心できる浸水対策の推進	① 地下街等を有する地区の浸水対策 ② 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進 ③ 浸水被害発生箇所の解消 ④ 雨水流出抑制の推進	6 7
	5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備	① 高度浄水処理施設の整備 ② 原水水質監視の強化（再掲） ③ 適正な浄水処理の推進（再掲） ④ 浄水処理技術等の調査・研究・開発	7
	6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消	① 鉛製給水管の単独取替の継続実施 ② 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替の推進 ③ 鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	7
II 環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します	1 市内河川と下流域の水環境を守る下水の高度処理の推進	① 下水の高度処理施設の段階的な整備 ② 良好な処理水質の確保 ③ 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	8
	2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善	① 貯留幹線等の整備 ② 雨天時下水処理の改善 ③ 雨水吐口からのゴミ等の流出削減	8
	3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大	① 北部地域の汚水整備の推進 ② 未整備箇所の汚水整備の推進 ③ 未接続の解消に向けた普及勧奨の推進	8
	4 環境保全の取組の推進	① 再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減 ② 環境マネジメントシステムの継続的運用 ③ 資源循環の推進 ④ 京都のまちの景観に配慮した施設の整備 ⑤ 環境報告書の作成・公表	9
III 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます	1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新	① 水道配水管の更新の推進 ② 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 ③ 漏水防止と有収率の向上 ④ 浸入水の削減	10
	2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新	① 浄水施設等の改築更新 ② 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 ③ 水道未普及地域の解消と京北地域水道・大原地域水道の再整備（再掲）	10
	3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成	① 3浄水場体制での安定給水の確保 ② 水環境保全センターの施設規模の適正化 ③ 鳥羽・吉祥院処理区の統合 ④ 浄水場排水の下水道での一体処理化	11

重点項目2
「災害対策の強化」

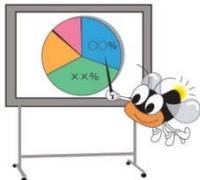


重点項目3
「環境対策の充実」



重点項目1
「改築更新の推進」



施策目標	重点推進施策	取組項目	ページ
IV 皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します 重点項目4 「お客さまの満足度の向上」 	1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり	① お客さまの利便性の向上 ② お客さまが利用しやすい窓口づくり ③ お客さまへの情報提供の充実	12
	2 積極的に行動するサービスの充実	① 上下水道局営業所の抜本的再編 ② 出前トークや環境教育の充実 ③ お客さま訪問サービスの実施 ④ 貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	12
	3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保	① 広報・広聴計画の策定・充実 ② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実 ③ 広報関連イベントの展開 ④ お客さまの声を反映するための広聴機能の充実	13
	4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進	① 料金制度・料金体系の見直し ② 多様な料金支払方法の導入 ③ 口座振替利用者へのサービス拡大 ④ 民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	13
	5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進	① 流域における連携の推進 ② 下水道利用に関する啓発・指導 ③ 琵琶湖疏水の適切な維持管理	14
V 経営基盤を強化し、将来にわたり安定した経営を行います 重点項目5 「経営基盤の強化」 	1 経営環境の変化に対応した経営の効率化	① 事業の効率化の推進 ② 民間活力の導入の推進 ③ 地域事業の水道・公共下水道事業への統合 ④ 経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示 ⑤ 経営評価の活用等によるPDCAサイクルの推進 ⑥ 企業力向上のための組織改革の推進 ⑦ 業務の高度情報化の推進	15
	2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化	① 企業債残高の削減 ② 未納金徴収体制の強化 ③ 保有資産の有効活用 ④ 上下水道サービスを持続していくための効率的な再投資 ⑤ 水道・下水道工事等におけるコストの削減 ⑥ 経営の健全性を確保するための引当金の新設・見直し ⑦ 新たな増収策の検討・推進 ⑧ 給与制度の点検・見直し	16
	3 上下水道一体体制の効率的な事業運営	① 上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進 ② 上下水道技術の一元監理の推進 ③ 水道・下水道の水質管理業務の一元化 ④ 浄水場排水の下水道での一体処理化（再掲）	17
	4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進	① 人材活性化に向けた取組の強化 ② 職員の意欲・やる気を引き出す取組の充実 ③ 職員の能力発揮のための職場環境の整備 ④ 国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成 ⑤ 知識・経験や技術・技能の継承 ⑥ 大学や研究機関との連携等による技術の開発及び向上	17 18

上下水道局事業推進方針は、京（みやこ）の水ビジョンに掲げた5つの施策目標の達成に向けて取り組んでいく、具体的な事業計画や目標水準を取りまとめた単年度の実施計画です。

京（みやこ）の水ビジョンをはじめとする上下水道事業経営戦略や、平成27年度の主な事業については、「平成27年度上下水道局運営方針」として取りまとめ、公表しています。

※運営方針に掲げた5つの重点項目については、4ページ以降の取組項目名に（重点項目1）などの記載を記しています。

I-1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給

蛇口を通じて安全・安心な水道水を、安定して効率的に供給します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 水源から蛇口までの水質管理の強化	水質第1課, 水道部管理課, 施設課, 加圧施設管理事務所, 各浄水場, 配水課, 水道管路管理センター	・水安全計画の検証, 見直し	・水安全計画に基づく水質管理を実施中
		・水道水質検査計画の策定・実践	・水質検査計画に基づき, 原水及び水道水の検査を実施
		・検査精度の維持向上	・水道GLPに基づき, 手順書の見直し, 精度の高い検査を実施
② 原水水質監視の強化	水質第1課, 水道部管理課, 施設課, 各浄水場, 疏水事務所	・琵琶湖の定期及び臨時の水質調査を継続	・定期調査(6回)を適正に実施 ・原水のかび臭発生に伴う臨時調査を実施(8月)
		・魚類監視装置等を新たに追加した水質自動監視装置により原水水質監視を強化	・魚類監視装置及びクロロフィル計による, 毒物及びアオコ等の流入の常時監視を実施
		・滋賀県や大津市と琵琶湖の水質情報を共有	・滋賀県との情報交換会を実施(7月) ・かび臭, 生ぐさ臭の動向や水草による水質変動について, 滋賀県及び大津市と情報交換を実施(週1~2回)
③ 適正な浄水処理の推進			
原水pH調整施設の整備	水質第1課, 水道部管理課, 施設課, 各浄水場	・原水pH調整設備の運用(3浄水場)	・原水pH調整設備の適正な運用による浄水処理を実施継続中(3浄水場)
		・粉末活性炭注入設備改良工事に伴う技術的検討	・微粉炭注入実験実施中
配水水質監視装置の拡充	水質第1課, 水道部管理課, 施設課, 加圧施設管理事務所, 配水課, 水道管路管理センター	・市内35箇所の給水栓で水道水の毎日検査を実施	・配水水質自動監視装置を毎日検査に位置付け, 検査拠点を見直すことで, 市内36箇所の毎日検査を実施中
		・配水水質自動監視装置を2箇所増設(合計10箇所)	・配水水質自動監視装置設置工事設計中
④ 直結式給水の拡大	給水課, 配水課	・貯水槽水道管理者へのPR強化	・貯水槽水道管理者への戸別訪問調査業務委託の実施時に, パンフレット配布(8月~)
		・局HPへの直結式給水に関する情報を掲載	・直結式給水に関する情報を局HPに掲載中 <直結式給水の増加件数(3階以上)193件>
⑤ 水道未普及地域の解消と京北地域水道・大原地域水道の再整備等			
水道未普及箇所の解消に向けた取組	水道部管理課	・解消に向けた継続的な取組の実施	・解消に向け継続的に取組中
京北地域水道(京北中部, 細野)の再整備	地域事業課	・京北中部地域水道再整備工事実施	<継続工事> ・山国配水管布設工事(13)~(14), (16)完了 ・山国配水管布設工事(15)実施中(28年3月完了予定) ・周山配水管布設工事3件(17),(20)~(21)実施中(28年3月完了予定) ・周山配水池・加圧ポンプ所築造工事(18)実施中(28年3月完了予定) ・周山配水池・加圧ポンプ所電気設備工事(19)実施中(28年3月完了予定) <新規工事> ・周山配水管布設工事(22)実施中(28年9月完了予定) ・熊田配水管布設工事(25)実施中(28年11月完了予定) ・宇野配水管布設工事(30)実施中(28年11月完了予定) ・熊田配水池・加圧ポンプ所築造工事(23)契約手続中 ・宇野配水池・加圧ポンプ所築造工事(26)契約手続中 ・宇野配水管布設工事(29)契約手続中 ・路面復旧整備工事(31)契約手続中 ・宇野配水池・加圧ポンプ所電気設備工事(27)設計中 ・宇野配水管布設工事(28)設計中
		・細野地域水道再整備工事完了	<継続工事> ・余野連絡管布設工事(9)実施中(28年3月完了予定) ・余野配水管布設工事(10)実施中(27年12月完了予定) ・余野配水池・加圧ポンプ所築造工事(11)実施中(28年3月完了予定) ・余野配水池・加圧ポンプ所電気設備工事(12)実施中(28年3月完了予定) <新規工事> ・路面復旧整備工事(13)実施中(28年1月完了予定)

大原地域水道の再整備	地域事業課	<ul style="list-style-type: none"> ・大原地域水道再整備工事完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水開始(4月) <継続工事> ・第1浄水場場内整備工事(11)完了 ・第1浄水場太陽光発電設備工事実施中(27年11月完了予定) ・第1浄水場及び第2浄水場管理棟改修工事(13)実施中(27年11月完了予定) ・第2浄水場設備更新等工事(10)実施中(28年3月完了予定) <新規工事> ・第2浄水場中央監視設備工事(12)実施中(28年3月完了予定)
中川・小野郷地域水道の整備	地域事業課	<ul style="list-style-type: none"> ・中川・小野郷地域水道の整備工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・取水施設・加圧ポンプ施設整備工事(1)実施中(29年2月完了予定) ・連絡配水管布設工事(3)実施中(29年3月完了予定) ・取水施設・加圧ポンプ施設電気設備工事(2)設計中

I-2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備

地震等の災害に強い上下水道施設を整備するとともに、災害リスクを分散し、被災しても被害が少なく、早期に復旧が可能な水道・下水道を構築します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 水道システムの耐震性向上(重点項目2)			
水道管路の耐震化	水道部管理課, 給水課, 配水課, 水道管路建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管耐震化工事実施 34km (布設替え26km, 新設8km) 	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管耐震化工事発注延長の割合64%
		<ul style="list-style-type: none"> ・補助配水管耐震化工事実施 14km (布設替え8km, 新設6km) 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助配水管耐震化工事発注延長の割合74%
浄水場等基幹施設の耐震化	水道部管理課, 施設課, 蹴上浄水場, 松ヶ崎浄水場, 疏水事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・蹴上浄水場第1高区配水池改良工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・蹴上第1高区配水池改良工事実施中(29年1月完了予定)
		<ul style="list-style-type: none"> ・蹴上浄水場第1高区緊急遮断弁設置の設計完了 	<ul style="list-style-type: none"> ・蹴上第1高区緊急遮断弁設置工事設計中
		<ul style="list-style-type: none"> ・松ヶ崎浄水場ポンプ井耐震化工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・松ヶ崎ポンプ井耐震化工事実施中(27年11月完了予定)
		<ul style="list-style-type: none"> ・松ヶ崎浄水場浄水池及びちんでん池耐震化工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ・松ヶ崎浄水池及びちんでん池耐震化工事設計中
② 導水施設の2系統化によるバックアップ体制の強化(重点項目2)	水道部管理課, 施設課, 新山科浄水場, 疏水事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・新山科浄水場第2導水トンネル築造の実設計実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新山科浄水場第2導水トンネル築造実施設計中
		<ul style="list-style-type: none"> ・新山科浄水場場内整備工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新山科浄水場内整備工事実施中(28年4月完了予定)
③ 連絡幹線配水管の布設(重点項目2)	配水課, 水道管路建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・吉田連絡幹線配水管の布設工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・吉田連絡幹線配水管布設工事(10)(11)実施中(28年3月完了予定) ・吉田連絡幹線配水管布設工事(12)契約手続中
		<ul style="list-style-type: none"> ・御池連絡幹線配水管の布設工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・御池連絡幹線配水管布設工事(1)完了
		<ul style="list-style-type: none"> ・花園連絡幹線配水管の布設工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・花園連絡幹線配水管布設工事(1)完了 ・花園連絡幹線配水管布設工事(2)(3)設計中
④ 老朽化した下水管の耐震性向上(重点項目2)	下水道建設事務所, 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した下水道管路の調査, 管更生及び布設替工事実施 20km 	<ul style="list-style-type: none"> ・管路内調査完了 ・経年管老朽化対策工事実施中(28年3月完了予定) ・経年管老朽化対策工事(15)契約手続中
⑤ 下水道施設の地震対策の強化(重点項目2)	下水道建設事務所, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な下水道管路の耐震化工事実施 10km 	<ul style="list-style-type: none"> ・管路内調査完了 ・管路地震対策工事実施中(28年3月完了予定)
		<ul style="list-style-type: none"> ・水環境保全センターの管理用地下通路の地震対策工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設継手部地震対策工事(7)契約手続中(工期:27年度)
		<ul style="list-style-type: none"> ・伏見水環境保全センター合流系最初沈殿池地震対策工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・伏見水環境保全センター合流系最初沈殿池築造工事(2)契約手続中(工期:27~28年度) <事業完了:29年度予定>
		<ul style="list-style-type: none"> ・災害用マンホールトイレの整備工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・管路地震対策工事(22)実施中(28年1月完了予定) ・管路地震対策工事(23)実施中(28年1月完了予定) ・管路地震対策工事(24)設計中

I-3 災害・事故等危機時における迅速な対応

あらゆる危機においても迅速に対応できるよう、危機管理対策を強化します。
防災機能を強化するとともに、応急給水訓練の実施により、拠点給水活動が迅速に行える体制を構築します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 危機管理対策の強化 (重点項目2)	総務課, 監理課, 水道部管理課, 下水道部管理課	・危機管理に関する各種計画の点検、整備	・名古屋市、北九州市及び日本水道協会京都支部内の市町村との合同防災訓練(11月)に向けた調整 ・事前訓練を行い、初動措置訓練時に消火及び救護訓練を実施(9月) ・南自衛消防隊訓練大会に出場し、出場3チームとも賞を獲得(9月)
		・上下水道局業務継続計画(震災対策編)の運用及び継続的な改善	・下半期の訓練実施に向けて、変更点及び改善点を抽出し、計画へ反映
② 防災拠点の充実 (重点項目2)	総務課, 資器材・防災センター, お客さまサービス推進室, 各営業所, 水道管路管理センター	・庁舎建設に併せた応急給水槽の設置(南部営業所)	・南部営業所への応急給水槽の設置(5月)
		・防災用消耗品購入	・防災用消耗品購入を計画どおり購入
		・応急給水訓練の継続実施	・下半期の応急給水訓練に向けた、マニュアル整備
③ 水質の安全管理(上下水道)の充実			
原水水質監視の強化(I-1-②再掲)			
危機発生時の体制整備	水質第1課, 水質第2課, 水道部管理課,施設課, 下水道部施設課	・要綱、マニュアル等の更新及び危機管理訓練の実施	・危機管理マニュアルを改正(5月) ・原水への有害物質流入事故に備えた訓練の準備を開始 ・下水道における水質事故対応マニュアルを改正(5月)
水質の安全管理(上下水道)	水質第1課, 水質第2課	・放射能の平常時モニタリングの実施及び結果の公表	・地域防災計画原子力災害対策編に基づき、水道原水及び水道水の測定を実施 (水道事業) 6回実施(4~9月) (地域水道事業) 2回実施(4, 7月) ・下水汚泥(焼却灰)と放流水の測定を実施(8月) ・測定結果をホームページで公表
④ 工事及び維持管理作業における安全対策の強化	監理課	・安全対策の周知	・8月及び11月を事故防止対策強化月間に設定し、8月に受注者に対する安全教育等の事故防止対策を実施 ・安全管理部において、他都市事故事例等の安全管理に関する情報を周知(8月)
		・局安全パトロールの実施	・局安全パトロールの実施 第1回 配水管布設及び布設替工事(8月)
		・安全管理講習会の実施	・安全管理講習会の実施 第1回 危険物取扱に伴う消防法の逐条解説と事例について(9月)

I-4 雨に強く安心できる浸水対策の推進

浸水が起こりやすい箇所を速やかに解消し、10年に一度の大雨(1時間に62mm)に対する安全度を確保します。
地下施設の浸水等による人命や都市機能の重大な被害を防ぐとともに、市民・事業者等と連携して雨水流出抑制を引き続き推進するなど、ハード・ソフト両面で雨に強いまちづくりを着実に進めます。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 地下街等を有する地区の浸水対策 (重点項目2)	下水道建設事務所, 計画課, 設計課	・京都駅周辺地区における塩小路幹線の整備工事実施	・塩小路幹線排水設備工事実施中(27年10月完了予定)
		・山科駅周辺地区における山科三条雨水幹線の整備工事実施	・山科三条雨水幹線工事(1)実施中(27年10月完了予定)
		・祇園地区における花見小路幹線の整備工事着手	・花見小路幹線工事契約手続中
② 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進 (重点項目2)	下水道建設事務所, 計画課, 設計課	・阪急桂駅東側地域(新川流域)における新川6号幹線の整備工事実施	・新川6号幹線(雨水)工事(1)実施中(29年3月完了予定)
③ 浸水被害発生箇所の解消 (重点項目2)	下水道部管理課, 下水道建設事務所, 各下水道管路管理センター, 計画課, 設計課	・伏見大手筋地域における伏見第3導水渠の整備工事着手	・伏見第3導水渠工事契約手続中
		・山科北部地域における山科川13-1号雨水幹線の整備工事着手	・山科川13-1号幹線(雨水)工事(1)設計中
		・雨に強いまちづくり推進行動計画に基づく取組の推進	・26年度に設置した検討会等を開催し、大雨による災害について、課題の検討を実施
		・マンホール蓋の飛散等による被害を防ぐための対策を実施	・飛散防止型マンホール蓋への交換工事実施中(28年3月完了予定)

④ 雨水流出抑制の推進 (重点項目2)	下水道部管理課, 下水道建設事務所 計画課, 設計課	• 雨水貯留施設設置助成金制度の実施 120件	• 雨水貯留施設設置助成金制度助成件数 50件
		• 雨水浸透ます設置助成金制度の実施 240基	• 雨水浸透ます設置助成金制度助成件数 66基 (7件) • 技術協議件数153件
		• 雨水貯留や雨水浸透による雨水流出抑制の推進	• 公共建築物や開発行為等における雨水流出抑制施設の設置について指導を実施中

I-5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備

水道水の異臭味を解消し水質基準を遵守するために、蹴上浄水場に高度浄水処理施設を整備します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 高度浄水処理施設の整備	水質第1課, 下水道部管理課, 施設課, 蹴上浄水場	• 蹴上粒状活性炭吸着池築造工事着手	• 微粉炭注入設備の実験結果を踏まえ、高度浄水処理施設について再検討中
② 原水水質監視の強化 (I-1-②再掲)			
③ 適正な浄水処理の推進 (I-1-③再掲)			
④ 浄水処理技術等の調査・研究・開発	水質第1課, 下水道部管理課, 施設課	• 日常的な水質情報の収集及びより適切な浄水技術の検討	• かび臭除去実験に関する調査について関係課と協議を実施 (6月, 7月)

I-6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消

平成29年度までに道路部分に残存する鉛製給水管を全て解消します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 鉛製給水管の単独取替えの継続実施	給水課	• 道路部分の取替件数 12,600件	• 鉛製給水管単独取替え工事による道路部分の鉛製給水管解消件数 4,638件 (9月末)
② 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替えの推進	給水課, 配水課, 水道管路管理センター, 水道管路建設事務所	• 道路部分の取替件数 4,600件	• 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した道路部分の鉛製給水管解消件数 1,199件 (9月末)
③ 鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	給水課	• 助成件数 80件	• 助成件数 25件 (9月末)

II-1 市内河川と下流域の水環境を守る下水の高度処理の推進

閉鎖性水域である大阪湾・瀬戸内海の富栄養化を防止するためには、窒素除去が急務であることから、窒素除去に重点をおいた下水の高度処理を、処理施設の更新時期にあわせて段階的・効率的に推進します。

法に定められた水質基準よりも厳しく設定した独自の処理水質目標と管理基準値によって水質監視を行います。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 下水の高度処理施設の段階的な整備 (重点項目3)	下水道建設事務所、 計画課、 設計課	・鳥羽水環境保全センターB系高度処理施設の整備工事完了	・鳥羽水環境保全センターB系反応タンク設備工事(2)実施中(28年3月完了予定)
		・伏見水環境保全センター分流系高度処理施設の整備工事着手	・伏見水環境保全センター分流系反応タンク設備工事実施中(29年3月完了予定)
② 良好な処理水質の確保	水質第2課、 下水道部施設課、 各水環境保全センター	・処理水の継続監視	・水質管理マニュアルに基づき適正な水質検査を実施
		・処理水水質目標及び管理基準値の継続的な見直し	・処理水の新たな管理基準値の決定(6月)
		・管理基準値不適合事例の文書化	・管理基準不適合の原因及び対策の文書化を随時実施
③ 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	水質第1課、 水質第2課、 下水道部施設課	・継続的な情報収集と調査研究の実施	・水道クリプトスポリジウム試験方法に係る技術研修を受講(6~7月) ・放流水について要監視項目及びノニルフェノール、ノニルフェノールエトキシレートの測定を実施

II-2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善

雨天時に合流式下水道から流出する未処理下水やゴミ等を削減する改善対策を、目標年度(平成35年度)を見据え、積極的に推進します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 貯留幹線等の整備 (重点項目3)	下水道建設事務所、 計画課、 設計課	・西部山ノ内地域における七条西幹線の整備工事完了	・七条西幹線ゲート設備工事完了
		・河原町北部地域における七条東幹線の整備工事完了	・七条東幹線ゲート設備工事完了
		・砂川雨水滞水池の整備工事完了	・砂川雨水滞水池設備工事実施中(28年2月完了予定)
		・朱雀地域における朱雀北幹線の整備工事実施	・朱雀北幹線工事(2)実施中(28年3月完了予定)
② 雨天時下水処理の改善 (重点項目3)	水質第2課、 下水道建設事務所、 計画課、 設計課	・雨天時水質検査の実施とその結果に基づく改善効果の確認	・雨天時放流水質検査委託の発注準備中
		・伏見水環境保全センター合流改善施設の整備工事実施	・伏見水環境保全センター合流系最初沈殿池築造工事(2)契約手続中(工期:27~28年度) <事業完了:29年度予定>
③ 雨水吐口からのゴミ等の流出削減	下水道部管理課、 各下水道管路管理センター、 下水道建設事務所、 計画課、 設計課	・砂川雨水滞水池の整備工事完了(II-2-1再掲)	・砂川雨水滞水池設備工事実施中(28年2月完了予定)
		・鴨川、西高瀬川、濠川等における雨水吐改善工事実施	・雨水吐改善対策を実施中

II-3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大

計画区域内の未整備箇所や北部地域など必要な下水道整備を推進します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 北部地域の汚水整備の推進	地域事業課	— (26年度事業完了)	—
② 未整備箇所の汚水整備の推進	下水道建設事務所、 設計課	・汚水整備の推進	・羽束師2号幹線工事(2)契約手続中
③ 未接続の解消に向けた普及勧奨の推進	地域事業課京北分室	・普及勧奨を継続的に推進	・普及勧奨の継続的な推進及び普及勧奨業務委託の発注準備中 ・新規接続3件(内、くみ取りからの切替え2件) <京北下水道接続率 80.7%>
	下水道部管理課	・普及勧奨を継続的に推進	・普及勧奨の継続的な推進及び普及勧奨業務委託の契約手続中

II-4 環境保全の取組の推進

環境マネジメントの継続的な取組により、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用拡大を一層図り、京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策に積極的な役割を果たします。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減（重点項目3）			
太陽光発電設備の設置等による再生可能エネルギーの利用拡大	監理課、 下水道建設事務所、 施設課、 石田水環境保全センター 設計課	・太陽光発電設備（山科営業所、本庁舎（別館）及び大原第1浄水場）の設置工事完了	・山科営業所の太陽光発電設備設置工事実施中（28年2月完了予定） ・本庁舎（別館）の太陽光発電設備設置工事設計完了、契約手続中 ・大原第1浄水場の太陽光発電設備設置工事実施中（27年11月完了予定）
		・大規模太陽光発電設備（石田水環境保全センター）の設置工事完了	・石田水環境保全センター大規模太陽光発電設備工事完了、発電開始
温室効果ガスの排出削減	監理課	・京都市地球温暖化対策条例に基づく「事業者排出量削減計画書（H26-28）」の実施	・事業者排出量削減報告書（26年度実績）を提出（7月） ・事業者排出量削減計画書（26～28年度）に定めた26年度の目標数値を達成
		・省エネルギー機器の採用、使用電力の削減	・高効率機器への更新、ポンプ運転台数の最適化、照明や空調の運用見直しによる電力使用量の削減を継続実施中
	水道部施設課、 各浄水場	・総電力使用量の削減	・浄水場全体の総電使用量22年度比41.4%削減
	下水道建設事務所、 施設課、 各水環境保全センター、 設計課	・省エネルギー機器の採用、使用電力の削減	・鳥羽水環境保全センターB系反応タンク設備工事(2)実施中（28年3月完了予定） ・鳥羽水環境保全センターB系最終沈殿池設備工事(2)実施中（28年3月完了予定）
・総電力使用量の削減		・水環境保全センター全体の総電使用量16年度比22.4%削減	
② 環境マネジメントシステムの継続的運用	総務課、 経営企画課、 監理課、 水道部施設課、 下水道部施設課	・本庁舎・事業所等における環境マネジメントシステム（EMS）の運用、省エネルギー等の推進	・KYOMS（京都市役所環境マネジメントシステム）の取組を継続中 ・本庁舎の5所属に対し、局等内点検を実施（9月）
		・浄水場におけるEMSの運用、水道水質の維持・向上	・独自EMS（環境マネジメントシステム）運用中
		・水環境保全センターにおけるEMSの運用、放流水質の維持・向上	・独自EMS（環境マネジメントシステム）運用中 ・放流水質の維持・向上に係る取組を継続実施中
③ 資源循環の推進（重点項目3）	下水道建設事務所、 施設課、 鳥羽水環境保全センター、 計画課、 設計課	・下水道の消化ガス有効活用の検討	・下水道の消化ガスの有効活用方法を整理中
		・消化ガス有効活用の拡大に向けた消化タンク等の再整備工事実施	・鳥羽水環境保全センター汚泥濃縮・消化タンク築造工事実施中（28年1月完了予定） ・鳥羽水環境保全センター汚泥濃縮・消化タンク築造工事(2)契約手続中（工期：27～29年度） <事業完了：29年度予定>
		・消化ガス活用とセメント原料化による汚泥有効利用の推進	・消化ガスを汚泥焼却炉の燃料等に活用 ・脱水汚泥等のセメント原料化を継続実施中
④ 京都のまちの景観に配慮した施設の整備	水道部管理課、 施設課、 配水課	・風致地区等における景観配慮を継続実施（蹴上浄水場第1高区配水池改良工事実施）（蹴上粒状活性炭吸着池築造工事着手）	・蹴上第1高区配水池改良工事実施中（29年1月完了予定）
⑤ 環境報告書の作成・公表	監理課、 水道部施設課、 下水道部施設課	・環境報告書の発行	・環境報告書の発行及びホームページへの掲載（9月）
		・局主催行事に合わせた広報活動の実施	・南部営業所内覧会（4月）、蹴上浄水場及び鳥羽水環境保全センターの一般公開（4月及び5月）でのパネル展示の実施

Ⅲ-1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新

計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させるとともに、漏水や道路陥没事故を防ぎます。

水道管路については、強度の劣る铸铁管を、高機能ダクタイル铸铁管へ布設替えを加速させ、水道水を安定的に供給します。

下水道管路については、老朽化した箇所や社会的な影響の大きな箇所から、計画的に改築更新を進めます。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 水道配水管の更新の推進 (重点項目1)	水道部管理課, 給水課, 配水課, 水道管路建設事務所	・配水管布設替工事実施 26km (I-2-①一部再掲)	・配水管布設替工事発注延長の割合78%
		・補助配水管布設替工事実施 8km (I-2-①一部再掲)	・補助配水管布設替工事発注延長の割合79%
② 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 (重点項目1)	下水道部管理課, 各下水道管路管理センター, 下水道建設事務所, 計画課, 設計課	・老朽化した下水道管路の調査、管更生及び布設替工事実施 20km (I-2-④再掲)	・管路内調査完了 ・経年管老朽化対策工実施中(28年3月完了予定) ・経年管老朽化対策工事(15)契約手続中
		・重要な下水道管路の耐震化工事実施 10km (I-2-⑤一部再掲)	・管路内調査完了 ・管路地震対策工実施中(28年3月完了予定)
③ 漏水防止と有収率の向上	水道部管理課, 給水課, 配水課, 水道管路管理センター, 水道管路建設事務所	・配水管及び補助配水管布設替工事実施 34km (Ⅲ-1-①再掲)	・配水管布設替工事発注延長の割合78%
		・鉛製給水管取替工事実施 17,200件 (I-6-①, ②再掲)	・鉛製給水管取替工事実施 5,837件(9月末)
④ 浸入水の削減	下水道部管理課, みなみ下水道管路管理センター, 施設課, 石田水環境保全センター	・山科処理区で浸入水の削減対策の調査を行い、対策工事実施及びその他の対策の検討	・浸入水対策工事に伴う調査業務委託契約手続中

Ⅲ-2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新

計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させます。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 浄水施設等の改築更新 (重点項目1)	水道部管理課, 施設課, 各浄水場, 疏水事務所	・蹴上浄水場第1高区配水池改良工事実施 (I-2-①再掲)	・蹴上第1高区配水池改良工実施中(29年1月完了予定)
		・新山科浄水場中央監視制御設備更新工事完了	・新山科中央監視制御設備更新工実施中(28年3月完了予定)
		・洛西中継ポンプ場流入弁改良及び流量計設置工事完了	・洛西中継ポンプ場流入弁改良及び流量計設置工事完了
② 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 (重点項目1)	下水道部管理課, ポンプ施設事務所, 下水道建設事務所, 施設課, 各水環境保全センター, 設計課	・鳥羽水環境保全センターB系最初・最終沈殿池改築更新工事完了	・鳥羽水環境保全センターB系最初沈殿池設備工事(2)実施中(28年3月完了予定) ・鳥羽水環境保全センターB系最終沈殿池設備工事(2)実施中(28年3月完了予定)
		・鳥羽水環境保全センター消化タンク改築更新工事実施	・鳥羽水環境保全センター汚泥濃縮・消化タンク築造工実施中(28年1月完了予定) ・鳥羽水環境保全センター汚泥濃縮・消化タンク築造工事(2)契約手続中(工期:27~29年度) <事業完了:29年度予定>
		・伏見水環境保全センター合流系最初沈殿池改築更新工事実施	・伏見水環境保全センター合流系最初沈殿池築造工事(2)契約手続中(工期:27~28年度) <事業完了:29年度予定>
③ 水道未普及地域の解消と京北地域水道・大原簡易水道の再整備等(I-1-⑤再掲)(重点項目1)			

Ⅲ-3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成

蹴上・松ヶ崎・新山科の3浄水場体制により、水道水を安定的に供給します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 3浄水場体制での安定給水の確保	配水課, 水道管路建設事務所	・吉田, 御池, 花園連絡幹線配水管の布設工事実施 (I-2-③再掲)	・吉田連絡幹線配水管布設工事(10)(11)実施中 (28年3月完了予定) ・吉田連絡幹線配水管布設工事(12)契約手続中 ・御池連絡幹線配水管布設工事(1)完了 ・花園連絡幹線配水管布設工事(1)完了 ・花園連絡幹線配水管布設工事(2)(3)設計中
② 水環境保全センターの施設規模の適正化	下水道部施設課, 鳥羽水環境保全センター, 伏見水環境保全センター, 計画課, 設計課	・鳥羽水環境保全センターB系高度処理施設の整備工事完了 ・伏見水環境保全センター分流系高度処理施設の整備工事着手 ・伏見水環境保全センターの合流改善施設の整備工事実施	・鳥羽水環境保全センターB系反応タンク設備工事(2)実施中 (28年3月完了予定) ・伏見水環境保全センター分流系反応タンク設備工事実施中 (29年3月完了予定) ・伏見水環境保全センター合流系最初沈殿池築造工事(2)契約手続中 (工期:27~28年度) <事業完了:29年度予定>
③ 鳥羽・吉祥院処理区の統合 (重点項目1)	下水道部施設課, 計画課, 設計課	・下水処理における処理区統合のための幹線管路の切替施設の整備工事実施	・朱雀1号幹線分水人孔築造工事実施中 (28年3月完了予定)
④ 浄水場排水の下水道での一体処理 (重点項目1)	水道部管理課, 施設課, 各浄水場, 下水道部施設課, 各水環境保全センター, 計画課	・全浄水場の排水を水環境保全センターで一体処理 (平成26年度工事完了)	・全浄水場の排水の水環境保全センターにおける一体処理を継続実施中

IV-1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり

生活時間が多様化するお客さまニーズに的確に対応するため、様々な機会や手法を活用して各種受付ができるようサービスを検討し、より一層お客さまが利用しやすいサービスの推進に努めます。

高度化するお客さまニーズにも対応した、より高水準なサービスを展開するための仕組みづくりを進めます。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① お客さまの利便性の向上 (重点項目4)	お客さまサービス推進室、各営業所	・様々な機会や手法を活用した受付の検討及び実施	・各営業所及び窓口サービスコーナーにおける、電話・インターネット等による現在の受付状況を毎月集計及び分析
② お客さまが利用しやすい窓口づくり (重点項目4)			
お客さま窓口サービスの更なる向上	お客さまサービス推進室、各営業所	・お客さまが利用しやすい窓口づくりを推進するための施策の検討・実施	・高齢のお客さま等への対応研修の実施内容に係る関係機関との調整を実施
各庁舎の整備	総務課、経営企画課、お客さまサービス推進室、監理課	・南部営業所完成・開所 ・西部営業所等庁舎工事着工(山ノ内浄水場跡地活用)	・南部営業所完成・開所 ・西部営業所等庁舎の設計完了 ・建築、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備の各工事の契約手続中(29年3月完了予定)
③ お客さまへの情報提供の充実			
上下水道に関する情報検索システムの構築	総務課	・ホームページ等の管理・運営	・ホームページ、ツイッター、フェイスブックを随時更新中
管路情報管理システムのデータ更新と機能拡充	水道部管理課	・地域水道データの構築 ・最新データへの迅速な更新及び機能拡充	・地域水道8地区の配水管等図形データ登録作業、ファイリング図面関連付け作業を実施中 ・計画とおりデータ更新作業を実施中
	下水道部管理課	・最新データへの迅速な更新及び機能拡充	・北部地域特定環境保全公共下水道事業区域(大原、静原、鞍馬、高雄の一部)の埋設管データ整備完了 ・継続的に市内全域を対象に順次最新データに更新中

IV-2 積極的に行動するサービスの充実

上下水道に関する総合窓口である営業所を抜本的に再編することでより一層効果的な業務執行体制を構築するとともに、必要に応じてお客さまのところに訪問する「積極的に行動するサービス」への展開を図ります。

多様化・高度化するお客さまニーズを迅速かつ的確に把握し、お客さまに信頼される事業を展開することにより、時代の要請に応じたサービスの提供に努めます。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 上下水道局営業所の抜本的再編 (重点項目4)	お客さまサービス推進室、水道部管理課、給水課、配水課	・北部営業所(北・丸太町営業所担当区域)及び南部営業所(伏見・九条営業所担当区域)の開設 ・給水工事関係業務について水道管路管理センターへ移管・集約 ・営業所の再編についてお客さまへの周知活動の実施	・北部営業所及び南部営業所の開設(5月) ・東部営業所(東山・山科営業所担当区域)開設に係る関係者会議等の実施 ・北部給水工事課及び南部給水工事課の開設(5月) ・東部営業所の再編についてお客さまへの周知方法を検討
② 出前トークや環境教育の充実 (重点項目4)	総務課	・出前トークの実施 ・環境教育の実施	・出講件数7件 ・啓発物についてクリアファイルの内容を見直し
	各浄水場、各水環境保全センター	・施設見学の受入	・浄水場見学者数 7,566人受入(9月末) ・水環境保全センター見学者数 3,962人受入(9月末)
③ お客さま訪問サービスの実施 (重点項目4)	お客さまサービス推進室、各営業所	・「水道便利袋」を活用したお客さま訪問サービスの充実の検証、拡大 ・高齢者相談等の訪問サービスの検討・実施	・封入物の拡充(はがき版のクレジットカード継続払い申込書)の検討 ・高齢者等訪問に係る実施内容の検討
		・メーター点検訪問時の広報物配布による事業PRの検討・実施	・東部営業所の再編に伴う事業PRチラシの検討
④ 貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	給水課	・貯水槽水道管理者への戸別訪問の実施 3000件	・貯水槽水道管理者への戸別訪問調査業務委託の実施 851件(9月末)

IV-3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保

事業の透明性を高め、お客さまとの信頼関係の維持・向上を図るため、より一層広報・広聴機能の充実を図るとともに、様々な手法や機会を活用した積極的な情報開示を進めます。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 広報・広聴計画の策定・充実	総務課	・広報・広聴計画の策定と充実	・既存事業の充実及び新規事業の企画
② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実 (重点項目4)	総務課, 経営企画課, お客さまサービス推進室, 各営業所	・ホームページ等様々な媒体を用いた広報	・ホームページ、ツイッター、フェイスブック、市民しんぶん、地下鉄、市バス、ラジオ、映画館等の各媒体による広報を実施中
		・イベント等の機会を捉えた広報	・「おいしい！大好き！京（みやこ）の水キャンペーン」を実施 ・ふれあいまつり等の市民イベントにおいて、水道事業、公共下水道事業のPRブースを出展（11箇所） ・やんちゃフェスタへのブース出展準備 ・京（みやこ）の水飲みスポット（水飲み場）の南部営業所への設置 ・モニター該当施設への簡易型ミストの設置及び「京（みやこ）のにぎわいミスト」、 「京（みやこ）の駅ミスト」などミスト装置普及促進事業の実施
		・事業内容や経営情報等の積極的な情報開示	・局運営方針及び事業推進方針の策定及び公表 ・京都市上下水道事業経営審議委員会の意見を踏まえた27年度経営評価（26年度事業）を作成し、公表
③ 広報関連イベントの展開	総務課	・広報関連イベントの継続的な実施、内容の充実	・水道水のおいしさやクオリティの高さをPRする「京（みやこ）の水カフェ」を一般公開で初実施
	経営企画課	・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討	・春の試行事業を実施 ・春の試行事業に係る事業報告書の作成 ・春の試行事業の課題を踏まえ、秋の試行事業計画を策定
④ お客さまの声を反映するための広聴機能の充実 (重点項目4)	総務課, 経営企画課, お客さまサービス推進室	・上下水道モニター制度の実施	・蹴上浄水場施設見学会の実施
		・イベント等におけるアンケートの実施	・鳥羽・蹴上一般公開でのアンケートの実施
		・水道使用量等実態調査、大口使用者に対する使用状況調査の実施	・水道使用量等実態調査の調査項目を検討 ・大口使用者に対する使用状況調査の実施に向けて調査項目等の見直しを検討（第3四半期実施予定）
		・水に関する意識調査の実施	・設問内容の検討

IV-4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進

今日の社会状況や事業課題に対応した新たな上下水道料金制度を構築し、安全・安心なライフラインを今後もしっかりと守っていきます。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 料金制度・料金体系の見直し (重点項目4)	経営企画課, お客さまサービス推進室	・料金制度の運用と継続的な点検、検討 ・地下水利用専用水道設置者の水道施設維持経費の負担の在り方についての検討	・料金制度の運用と継続的な点検、検討 ・専門部会において、地下水利用専用水道設置者の水道施設維持経費の負担の在り方について意見書案を作成
② 多様な料金支払方法の導入 (重点項目4)	お客さまサービス推進室	・クレジットカード継続払い制度の運用	・クレジットカード継続払いの利用者を増やすため、市民イベントにおいて制度のPRパネルを設置（5箇所）
③ 口座振替利用者へのサービス拡大 (重点項目4)	お客さまサービス推進室, 各営業所	・口座振替利用者を対象とした割引制度の運用	・口座振替利用者を対象とした割引制度の周知を図るため、市民イベントにおいて制度のPRパネルを設置（5箇所）
		・開栓時及び開栓2箇月後の口座勧奨を実施	・開栓時の「水道便利袋」お渡しサービスを実施 18,157件（9月末）
④ 民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	お客さまサービス推進室, 各営業所, 給水課	・サービスの実施、PRの推進	・分譲マンション事業主（89者）へ制度等の再周知（制度の案内及びパンフレット送付）
		・サービス充実に向けての制度等の研究・検討	・他都市の制度について情報収集し、分析中

IV-5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進

地域の皆さまや上流・下流双方の流域関係者と共通の理念や目標を持ち、相互の情報交換、協働、連携を深めたパートナーシップによる様々な取組を進め、琵琶湖・淀川流域全体としての上下水道事業の充実と水質の維持・向上に努めます。
京都のまちの歴史的な財産である琵琶湖疏水の適切な維持管理に引き続き努めていきます。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 流域における連携の推進	水質第1課、 水質第2課、 水道部施設課	・淀川水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構への参加と情報の収集	・琵琶湖・淀川生物障害等調査小委員会に参加（4月、8月） ・同小委員会が実施する淀川生物学的な水質汚濁調査勉強会に参加（5月） ・同小委員会の南湖合同調査の実施（5月、9月） ・同小委員会の琵琶湖全域調査の実施（8月） ・淀川水質汚濁防止連絡協議会実施の水質事故対応講習会に参加（6月） ・同協議会の担当者会議に参加（7月） ・同協議会の総会・保全委員会に参加（8月）
	計画課、 下水道部施設課	・大阪湾再生推進会議における活動	・大阪湾再生推進会議における情報共有、意見交換を実施中
② 下水道利用に関する啓発・指導	下水道部管理課、 施設課	・普及勸奨を継続的に推進	・普及勸奨の継続的な推進及び普及勸奨業務委託の契約手続中
		・事業場排水の監視指導を実施	・監視のための水質検査 1,058回 ・指導のための業務出動 563回
③ 琵琶湖疏水の適切な維持管理	水道部管理課、 施設課、 疏水事務所	・水路閣管理計画に基づくモニタリングと維持管理の実施	・水路閣管理計画に基づくモニタリングを継続実施中
		・史跡指定箇所点検と補強改良	・史跡指定箇所第1トンネル入口及び出口部分の点検継続中
		・哲学の道散策路整備	・散策路整備工事契約手続中
		・岡崎地域活性化ビジョンにおける取組の推進	・岡崎地域活性化プロジェクトチーム会議参加（6月） ・疏水施設や緑地等の維持管理作業実施中

V-1 経営環境の変化に対応した経営の効率化

公営企業としての存立基盤を堅持しつつ、外郭団体や退職職員の活用による技能継承を円滑に進め、可能な限り民間活力の導入に努めることにより、事業規模に応じた職員数の適正化を図るとともに、経営分析や評価を活用した効果的な経営管理に努めるなど、民間的な経営手法を積極的に導入して、最大限の効率化に努めます。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 事業の効率化の推進 (重点項目5)	経営企画課、職員課、お客さまサービス推進室、監理課、水道部管理課、下水道部管理課、施設課	・第5期効率化推進計画に基づく組織・業務の再編	・27年度組織改正の実施
		・職員定数の削減△49名	・職員定数の削減△49名を実施
② 民間活力の導入の推進	総務課、お客さまサービス推進室、水道部管理課、下水道部管理課、施設課	・民間委託の拡大の推進	・文書交換業務の範囲拡大(22箇所→24箇所)
		・現地での水道開閉栓作業の委託拡大に向けた準備	・課題の抽出、委託業務仕様書案等の作成
		・水環境保全センター運転管理業務(吉祥院支所)	・運転管理業務の委託を継続実施中(鳥羽水環境保全センター吉祥院支所)
		・加圧施設運転管理業務の委託拡大	・加圧施設運転管理業務委託を拡大し、運用中
		・下水道管路巡視・点検	・下水道管路巡視・点検業務委託の実施
③ 地域事業の水道・公共下水道事業への統合(重点項目5)			
地域水道	総務課、経営企画課、職員課、総務課、お客さまサービス推進室、監理課、地域事業課、水道部管理課	・統合に向けた準備作業の実施、料金制度や一般会計の負担の検討	・財務関係ワーキンググループ等において、統合後の水道料金、加入金等の取扱いについて検討中 ・お客さま関係ワーキンググループにおいて、料金システムの改修に向けて改修要件に係る調査・分析作業を実施、発注準備中
		・効率的な維持管理体制等の検討	・水道維持管理ワーキンググループにおいて、統合後の維持管理業務及び体制について検討中 ・水質管理ワーキンググループにおいて、統合後の水道水質管理業務及び体制について検討中
特定環境保全公共下水道	総務課、経営企画課、職員課、総務課、お客さまサービス推進室、監理課、地域事業課、下水道部管理課	・効率的な事業運営に向けて経営の統合等について検討、諸課題の整理	・財務関係ワーキンググループ等において、統合後の下水道使用料、分担金等の取扱いについて検討中 ・下水道維持管理ワーキンググループにおいて、統合後の維持管理業務及び体制について検討中 ・水質管理ワーキンググループにおいて、統合後の下水道水質管理業務及び体制について検討中
④ 経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示	総務課、職員課	・地方公営企業会計制度の見直しに対応した情報の開示	・決算の広報資料や決算参考資料において、会計制度見直しに伴う変更点を記載
		・地域事業を含めた一体的な経営情報の開示	・地域事業と合わせた決算資料を作成し、ホームページで公表
⑤ 経営評価の活用等によるPDCAサイクルの推進	経営企画課	・局運営方針の策定・実践	・局運営方針及び事業推進方針の策定及び公表
		・経営評価の実施、第三者評価の充実	・会計制度の見直し後最初の経営評価として、これまでの評価との整合を踏まえた27年度経営評価(26年度事業)を作成し、公表
		・水に関する意識調査による市民意識・ニーズ等の把握	・設問内容の検討
⑥ 企業力向上のための組織改革の推進	経営企画課、職員課	・組織の見直し	・27年度組織改正の実施 ・各部署等に対する課題調査及びヒアリングの実施
		・見直しに伴う課題の抽出、更なる組織改革の検討	・「うるおいのしずくプロジェクト」など業務改善の取組を実施中
⑦ 業務の高度情報化の推進	経営企画課、職員課、総務課、お客さまサービス推進室、システム所管課	・高度情報化推進計画の策定	・関係各課に対する情報化事業計画に係るヒアリングの実施(8~9月)
		・地域水道等の統合に向けた料金、財務システムの検討、改修	・26年度に完了した統合要件の調査・分析内容について精査完了、契約に際しての仕様書とりまとめ作業中
		・機構改革や制度変更に合わせて財務、人事、給与等システムの改修、充実	・地域事業を除く工事契約について電子入札を全面実施
			・債権者登録払制度に向けたシステム改修を継続実施
			・被用者年金制度の一元化(共済年金と厚生年金の統合)に伴う社会保険料算出に係るシステム改修の実施
	・新技術等に応じたセキュリティ対策の実施	・現行契約の満了に伴い予定している第3四半期以降のサーバ更新に向けてシステム仕様を検討中	

V-2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化

将来の財政負担を軽減するため、自己資金の確保や国等の財政措置を活用することにより、企業債の発行を抑制します。資産の有効活用や広告事業など、新たな増収策の検討・実施します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 企業債残高の削減 (重点項目5)	経理課	・高金利企業債の補償金免除線上償還制度、借換制度の要望、活用	・機会あるごとに、補償金免除線上償還制度の復活を要望
		・自己資金の活用による起債残高の削減	・自己資金の活用により、プランを上回る企業債の発行抑制を実施
② 未納金徴収体制の強化 (重点項目5)	お客さまサービス推進室、各営業所	・特別滞納整理班の設置(北部営業所、南部営業所)	・未収金対策に対するヒアリングを基に、折衝方法について検討を実施
③ 保有資産の有効活用 (重点項目5)	総務課、経営企画課、経理課	・未利用地等の売却、有償貸付の推進	・旧山ノ内浄水場北側跡地の定期借地権設定に係る契約締結 ・旧山ノ内浄水場残地の売却に向けた境界明示作業中
		・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討(Ⅳ-3-③再掲)	・山ノ内浄水場跡地活用に係る不動産鑑定評価に向けた準備
		・多角的な広告事業の実施	・春の試行事業を実施 ・春の試行事業に係る事業報告書の作成 ・春の試行事業の課題を踏まえ、秋の試行事業計画を策定
		・別段預金平均残高の目標額を設定し、効率的な資金運用を実施	・「水道使用水量のお知らせ」裏面への広告掲載の実施(4~9月) ・ホームページバナー広告掲載の実施(4~9月)
④ 上下水道サービスを持続していくための効率的な再投資 (重点項目5)	水道部各課、下水道部各課	・建設事業計画の策定・実施	・上水道施設整備事業計画を策定し、事業を実施中 ・下水道建設事業計画を策定し、事業を実施中
		・西部営業所等庁舎工事着工(山ノ内浄水場跡地活用)(Ⅳ-1-②再掲)	・西部営業所等庁舎の設計完了 ・建築、電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、建築工事監理の発注
	総務課、経営企画課、お客さまサービス推進室、監理課	・水道及び下水道施設マネジメント計画(仮称)の策定	・計画策定に向けて関係者協議を実施し、計画の内容を検討中
		・水道施設のアセットマネジメントシステム構築に着手	・システム構築について検討中
		・国や京都市の方針を受けた新たな削減の取組の実施	・26年度取組事例集の周知を行い、関係課における今後の積極的な活用を促進 ・削減の取組の継続的な実施
⑤ 水道・下水道工事等におけるコストの縮減	総務課、監理課、水道部管理課、設計課		
⑥ 経営の健全性を確保するための引当金の新設・見直し	経理課	・引当金の計上	・28年度予算に係る引当金の算定作業中
⑦ 新たな増収策の検討・推進	総務課、経営企画課、お客さまサービス推進室、施設課、下水道管理課、施設課、下水道建設事務所、設計課	・未利用地等の売却、有償貸付の推進(V-2-③再掲)	・旧山ノ内浄水場北側跡地の定期借地権設定に係る契約締結 ・旧山ノ内浄水場残地の売却に向けた境界明示作業中
		・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討(V-2-③再掲)	・山ノ内浄水場跡地活用に係る不動産鑑定評価に向けた準備
		・多角的な広告事業の実施(V-2-③再掲)	・春の試行事業を実施 ・春の試行事業に係る事業報告書の作成 ・春の試行事業の課題を踏まえ、秋の試行事業計画を策定
		・様々な機会・媒体を通じた広報(Ⅳ-3-②再掲)	・「水道使用水量のお知らせ」裏面への広告掲載の実施(4~9月) ・ホームページバナー広告掲載の実施(4~9月)
		・大規模太陽光発電の設置、運用、売電の実施	・ふれあいまつり等の市民イベントにおいて、水道事業、公共下水道事業のPRブースを出展(11箇所) ・京(みやこ)の水飲みスポット(水飲み場)の南部営業所への設置 ・大規模太陽光発電の売電継続(新山科浄水場、松ヶ崎浄水場) ・大規模太陽光発電の売電継続(鳥羽水環境保全センター) ・大規模太陽光発電の売電開始(石田水環境保全センター)
⑧ 給与制度の点検・見直し	職員課	・給与及び手当の点検、見直しの実施	・今年度の給与・手当の課題解決に向けた情報収集及び検討を実施
		・職員給与等の分かりやすい情報開示の推進	・情報開示する人件費等に関してホームページへの掲載準備

V-3 上下水道一体体制の効率的な事業運営

上下水道事業に共通する業務の共同化・集約化を図るとともに、両事業の会計の一体的な管理や、料金・財務の連結を推進し、一体的な経営を行います。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進	経理課	・連結財務諸表の作成	・26年度決算連結財務諸表を作成し、市会へ報告するとともに局ホームページにも掲載
		・資金の一元管理	・短期金融商品を活用し、急な資金需要への備え（繰替運用の必要な状況の発生なし）
② 上下水道技術の一元監理の推進	職員課,監理課,水道部管理課,施設課,給水課,配水課,下水道部管理課,下水道建設事務所,施設課,計画課,設計課	・技術基準等の点検、見直し及び改定作業を実施	・設備工事に関する設計基準、標準仕様書の改定等の案について関係課と調整中
③ 水道・下水道の水質管理業務の一元化（Ⅰ-3-③一部再掲）	水質第1課,水質第2課,地域事業課	・技術協力会議の継続的な開催	・第1回水質管理センター技術協力会議を実施（5月） ・水質分析に関する合同技術研修を実施（6月） ・調査研究に関する課内研究発表会を開催（水質第2課 7月） ・放射性物質測定に関する相互協力（8月）
④ 浄水場排水の下水道での一体処理化（Ⅲ-3-④再掲）			

V-4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進

上下水道事業に求められるサービス精神と経営感覚を持つ企業職員を育成します。

上下水道事業の円滑かつ効率的な遂行のため、技術の継承・発展を目指した総合的な技術力の向上を実現していくとともに、将来を担う人材を育成します。

取組項目	担当課	平成27年度事業計画	上半期実績
① 人材活性化に向けた取組の強化（重点項目5）	職員課,監理課	・人材育成基本方針「企業力向上プラン」の着実な実践	・27年度取組項目の着実な実践
		・職員研修の充実	・計画に基づき以下の職員研修を実施 新規採用職員、転入職員研修 憲法月間講座、交通安全研修、OJT講座、メンター研修、人事評価研修、マスタース研修、お客さま対応研修（実践編）、お客さま対応研修（基本編）、プレゼンテーション研修、キャリアデザイン研修、管理監督職員業務研修、不当要求防止責任者講習 課長補佐・係長級技術職員研修、中堅技術職員研修、下水道研究発表会に係る研修、安全管理講習会
		・民間企業との交流の充実の検討・実施	・民間企業派遣研修の検討 ・被災地派遣職員報告会の実施
		・人事制度の整備、評価制度の活用等の検討・実施	・27年度人事評価の目標設定の実施 ・人事評価研修の実施
② 職員の意欲・やる気を引き出す取組の充実（重点項目5）	職員課	・職員提案制度の継続した周知による推進及び表彰制度との連携の検討	・職員提案目標件数（100件）設定 ・新規採用職員研修において職員提案を課題として設定 ・庁内誌「すいどう」において提案啓発・周知
		・自主研修助成要綱の運用	・自主研修の支援（資料の閲覧）
		・業務監察・服務監察の実施	・毒物及び劇物の管理状況に対する業務監察を実施（9所属） ・出勤時等の服務監察を実施（304回）
③ 職員の能力発揮のための職場環境の整備（重点項目5）	職員課	・産業医や保健師を活用した安全衛生、健康管理の充実	・定期健康診断の実施 ・産業医による職場巡視の実施
		・働きやすい職場づくりの実施及び改善	・メンタルヘルスラインケア研修、メンタルヘルスセルフケア研修の実施
④ 国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成（重点項目5）	経営企画課,職員課,水道部施設課,下水道部管理課,計画課,設計課	・下水道グローバルセンター（GCUS）等の活動に参画し、国や他都市の情報収集	・GCUS運営委員会等に出席し、国や他都市の情報収集
		・日本水道協会研修国際部国際課への職員派遣による海外水道事業の情報収集	・日本水道協会研修国際部国際課への水道事業体派遣の継続
		・海外研修、視察の受入れ等による国際協力の推進	・海外研修生の受入れ 水道施設 10箇国 35名 下水道施設 8箇国 78名 ・第7回世界水フォーラムへの参加

⑤ 知識・経験や技術・技能の継承 (重点項目5)	経営企画課 職員課, 監理課 水道部管理課 下水道部管理課	・OJT等を活用した技術研修の実施	・職員研修実施計画に基づく技術研修の実施(局内研修を5回実施)及び各所属による職場研修の実施
		・ナレッジマネジメントの本格運用	・各所属でのナレッジマネジメントの運用 ・各所属でのナレッジマネジメントの取組充実のためのフォローアップ調査の実施(8月)
		・体験型研修施設の整備検討	・体験型研修施設の整備に係る委託設計の完了
		・近隣自治体への技術支援等の検討	・近隣自治体への技術支援内容などの検討
⑥ 大学や研究機関との連携等による技術の開発及び向上	監理課, 水質第1課, 水質第2課, 水道部施設課, 下水道部施設課	・技術開発等に係る調査・研究の実施	・下水道技術開発連絡会議における国・大都市との共同研究の実施 ・日本水道協会の国際論文発表研修に参加(6月) ・国の研究に対する大学、研究機関と連携した研究協力の実施(6月, 7月研究班会議に参加) ・京都大学において下水汚泥の有効利用及び水銀の実態調査について意見交換を実施(5月)

「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定等について」(平成27年7月30日付事務連絡)概要①

1. 経営指標による分析の意義等

- 経営指標による分析は、公営企業の経営、事業等の分野ごとに適切な指標を活用し、複数の指標を組み合わせた分析や、経年比較や他の地方公共団体等との比較を行うことにより、経営の現状、課題等を的確、簡明に把握することが可能な手法。
- 公営企業においては、経営指標を活用して経営の現状や課題等を的確に把握するとともに、議会・住民等に対してわかりやすく説明することが必要であり、このような取組は「経営戦略」策定につながるものと考えられる。
- 総務省においては、経営指標を活用した分析は、各公営企業の現状を適切に把握し、今後の施策を検討する際の重要な情報になるものと考えられる。
- 経営指標を「経営比較分析表」としてとりまとめ、公表等を進めていく予定。

2. 「経営比較分析表」を策定する事業

- (1) 水道事業（上水道事業及び簡易水道事業）
- (2) 下水道事業

(注) すべての公営企業について取り組むことが望ましいが、住民生活に密着し、施設・設備の規模も膨大である一方で、施設・設備の老朽化と料金収入の減少傾向（先細り）等を課題として抱える、当該事業を当面の対象とする。

3. 経営指標(案)

(1) 水道事業

【経営の健全性】 ①経常収支比率 ②累積欠損金比率 ③流動比率 ④企業債残高対給水収益比率

【経営の効率性】 ⑤料金回収率 ⑥給水原価 ⑦施設利用率 ⑧有収率

【老朽化の状況】 ⑨有形固定資産減価償却率 ⑩管路経年化率 ⑪管路更新率

(2) 下水道事業

【経営の健全性】 ①経常収支比率 ②累積欠損金比率 ③流動比率 ④企業債残高対事業規模比率

【経営の効率性】 ⑤経費回収率 ⑥汚水処理原価 ⑦施設利用率 ⑧水洗化率

【老朽化の状況】 ⑨有形固定資産減価償却率 ⑩管渠老朽化率 ⑪管渠改善率

1

「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定等について」(平成27年7月30日付事務連絡)概要②

4. 比較分析について

- 比較分析のため、経年比較のほか、経営指標の性質に応じ、他の地方公共団体との比較（類似団体区分等の活用）ないしは経営上望ましいと考えられる水準を踏まえた参考値の表示を検討（今後、分析方法等とともに、正式通知予定）。
- 比較分析を行うことで、現状の認識を簡便に行うとともに、「経営戦略」の策定にも資することが目的であり、限られた指標のみで直ちに経営の善し悪しを判断することではない。

5. 作業工程

(1) 【各公営企業】

「経営比較分析表」の経営指標は、決算状況調査から算定

平成22年度から平成26年度決算状況調査にないデータについて総務省に提出（別途照会）

(2) 【総務省】（平成27年12月上旬照会予定）

決算状況調査等を基に経営指標を算出し、「経営比較分析表」（団体分析欄除）に落とし込んだものを公営企業に配布

(3) 【各公営企業】（平成28年1月中旬期限予定）

「経営比較分析表」を確認のうえ、明らかになった経営状況や課題の分析（コメントの記載）を実施

(4) 【総務省、都道府県及び市町村】（平成28年2月頃予定）

「経営比較分析表」（経営指標とコメント）を公表

経営評価 における区分	指標（ 経営評価でのみ使用 , 経営比較分析表でのみ使用）			経営比較分析表 における区分	
	指標名及び単位	説明(算出方法)	H26の値		
②資産・ 財務 【4指標】	管路経年化率(%)	法定耐用年数を経過した導送配水管延長/導送配水管延長	16.0%	老朽化 の状況 【3指標】	
	管路更新率(%)	当該年度に更新した導送配水管延長/導送配水管延長	0.77%		
	有形固定資産減価償却率(%)	有形固定資産減価償却累計額/有形固定資産のうち償却資産の帳簿原価	45.2%		
	①収益性 【3指標】	自己資本構成比率(%)	(自己資本金+剰余金)/負債+資本合計	27.9%	経営の 健全性 ・ 効率性 【8指標】
		給水収益に対する 企業債残高の割合(%)	企業債現在高/給水収益	582.0%	
		企業債償還元金対 減価償却費比率(%)	企業債償還元金/当年度減価償却費	76.1%	
		流動比率(%)	流動資産/流動負債	85.4%	
累積欠損金比率(%)		当年度未処理欠損金/(営業収益-受託工事収益)	0.0%		
経常収支比率(%)		経常収益/経常費用	121.0%		
③施設の 効率性 【5指標】	固定資産回転率(回)	(営業収益-受託工事収益)/期首・期末平均固定資産	0.106回		
	料金回収率(%)	供給単価/給水原価	113.1%		
	施設利用率(%)	1日平均配水量/1日配水能力	67.4%		
	施設最大稼働率(%)	1日最大給水量/1日給水能力	73.2%		
	浄水予備力確保率(%)	(全浄水施設能力-1日最大給水量)/全浄水施設能力	26.8%		
④生産性 【3指標】	固定資産使用効率 (m ³ /万円)	給水量/有形固定資産	6.8m ³ /万円		
	有収率(%)	有収水量/配水量	87.3%		
	職員1人当たり給水収益 (千円/人)	給水収益/損益勘定所属職員数	46,337千円/人		
⑤料金 【3指標】	職員1人当たり配水量 (千m ³ /人)	年間配水量/全職員数	263千m ³ /人		
	職員1人当たりメーター数 (個/人)	水道メーター総数/全職員数	733個/人		
	供給単価(円/m ³)	給水収益/有収水量	166.3円/m ³		
⑥費用 【3指標】	1箇月当たり家庭用料金 (10m ³) (円)	-	970円		
	1箇月当たり家庭用料金 (20m ³) (円)	-	2,740円		
	給水原価(円/m ³)	[経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)-長期前受金戻入]/有収水量	147.0円/m ³		
給水原価(維持管理費) (円/m ³)	[経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費)-資本費]/有収水量	76.4円/m ³			
給水原価(資本費) (円/m ³)	[資本費(減価償却費+支払利息等)-長期前受金戻入]/有収水量	70.6円/m ³			

「H26の値」の算出方法について

「経営比較分析表」に関わる指標については、総務省通知（H27.11.30付）における算出式に基づき試算。
 以外の指標については、平成27年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価において算出。

【公共下水道事業】経営評価における指標と「経営比較分析表」における指標の比較

経営評価 における区分	指標 (経営評価でのみ使用 , 経営比較分析表でのみ使用)			経営比較分析表 における区分	
	指標名及び単位	説明(算出方法)	H26の値		
②資産・ 財務 【5指標】	管渠老朽化率(%)	法定耐用年数を経過した管渠延長/ 下水道維持管理延長	10.4%	老朽化 の状況 【3指標】	
	管渠改善率(%)	改善(更新・改良・修繕)管渠延長/ 下水道維持管理延長	0.40%		
	有形固定資産減価償却率 (%)	有形固定資産減価償却累計額/有形固定 資産のうち償却資産の帳簿原価	47.4%		
	①収益性 【3指標】	自己資本構成比率(%)	(自己資本金+剰余金)/負債+資本合 計	29.2%	経営の 健全性 ・ 効率性 【8指標】
		企業債残高対 事業規模比率(%)	企業債残高(一般会計負担分を除く)/ 営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金	606.8%	
		固定資産対長期資本比率 (%)	固定資産/[自己資本(自己資本金+剰余 金)+他人資本(借入資本金+固定負債)]	134.4%	
		流動比率(%)	流動資産/流動負債	75.8%	
		累積欠損金比率(%)	当年度未処理欠損金/(営業収益- 受託工事収益)	0.0%	
③施設の 効率性 【4指標】		経常収支比率(%)	(営業収益+営業外収益)/(営業費用 +営業外費用)	110.0%	
		固定資産回転率(回)	(営業収益-受託工事収益)/期首・期 末平均固定資産	0.059回	
		経費回収率(%)	下水道使用料収入/汚水処理費	118.9%	
	施設利用率(%)	晴天時一日平均処理量/晴天時一日 処理能力	60.3%		
④生産性 【3指標】	1日最大稼働率(%)	1日最大処理水量/処理能力	95.7%		
	晴天時最大稼働率(%)	晴天時最大処理水量/処理能力	90.0%		
	固定資産使用効率 (m ³ /万円)	総処理水量/有形固定資産	4.37m ³ /万円		
	有収率(%)	有収汚水量/総汚水処理水量	57.7%		
⑤使用料 【3指標】	水洗化率(%)	水洗便所設置済人口/処理区域内の 行政人口	99.1%		
	職員1人当たり使用料収入 (千円/人)	下水道使用料収入/損益勘定所属職 員数	55,450千円/人		
	職員1人当たり総処理水量 (千m ³ /人)	総処理水量/全職員数	563千m ³ /人		
⑥費用 【3指標】	職員1人当たり有収汚水量 (千m ³ /人)	有収汚水量/全職員数	328千m ³ /人		
	使用料単価(円/m ³)	下水道使用料収入/有収汚水量	122.0円/m ³		
	1箇月当たり家庭用使用料 (10m ³)(円)	-	700円		
⑥費用 【3指標】	1箇月当たり家庭用使用料 (20m ³)(円)	-	1,830円		
	汚水処理原価(円/m ³)	汚水処理費(公費負担分を除く)/有 収汚水量	102.6円/m ³		
	汚水処理原価 (維持管理費)(円/m ³)	汚水処理費(公費負担分を除く,維持 管理費)/有収汚水量	44.4円/m ³		
	汚水処理原価 (資本費)(円/m ³)	汚水処理費(公費負担分を除く,資本 費)/有収汚水量	58.2円/m ³		

「H26の値」の算出方法について

「経営比較分析表」に関わる指標については、総務省通知(H27.11.30付)における算出式に基づき試算。
以外の指標については、平成27年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価において算出。

大原地域水道再整備事業の完了について

1 経緯

大原地域においては、昭和45年に地元住民の皆様により設立された大原簡易水道組合が水道水を供給してきたが、水道施設の老朽化や能力不足の課題により、大原簡易水道事業の本市への移管を求める請願が京都市会に提出され、平成20年10月に採択された。

この請願を受け、大原地域に水道水を安定的に供給するため、平成21年3月に京都市地域水道条例の一部改正の議決を経て、同年10月に本市が移管を受け、管理運営を開始するとともに、「大原簡易水道再整備事業基本計画」を策定し、大原地域水道再整備事業を進めている。

2 事業概要

- (1) 事業期間 平成21年度～平成27年度
 (2) 事業費見込 約18億43百万円（うち国庫補助金 約1億15百万円，大原簡易水道整備基金繰入金 約2億39百万円）
 (3) 主な整備内容

大原第1浄水場	膜ろ過設備の新設（整備前：緩速ろ過 整備後：膜ろ過） 第1配水池の更新（整備前：234 m ³ 整備後：640 m ³ ） 機械棟の新築，管理棟の改修 取水ポンプ・送水ポンプ等の更新
大原第2浄水場	管理棟の改修 取水ポンプ・配水ポンプ等の更新
配水管	配水管の新規布設，老朽配水管の更新
消火栓	増設（整備前：41基 整備後：185基）

- (4) 進ちょく状況 大原第1浄水場の浄水施設 配水池及び配水管等の整備工事が完了し、平成27年4月から新施設による給水を開始

3 事業効果

- (1) 膜ろ過設備の新設：原水の水質変化への安定した対応
 (2) 配水池の更新：水压不足の解消，消火用水の確保
 (3) 老朽配水管の更新：耐震性の向上，漏水の減少
 (4) 消火栓の増設：防火対策の充実

4 その他

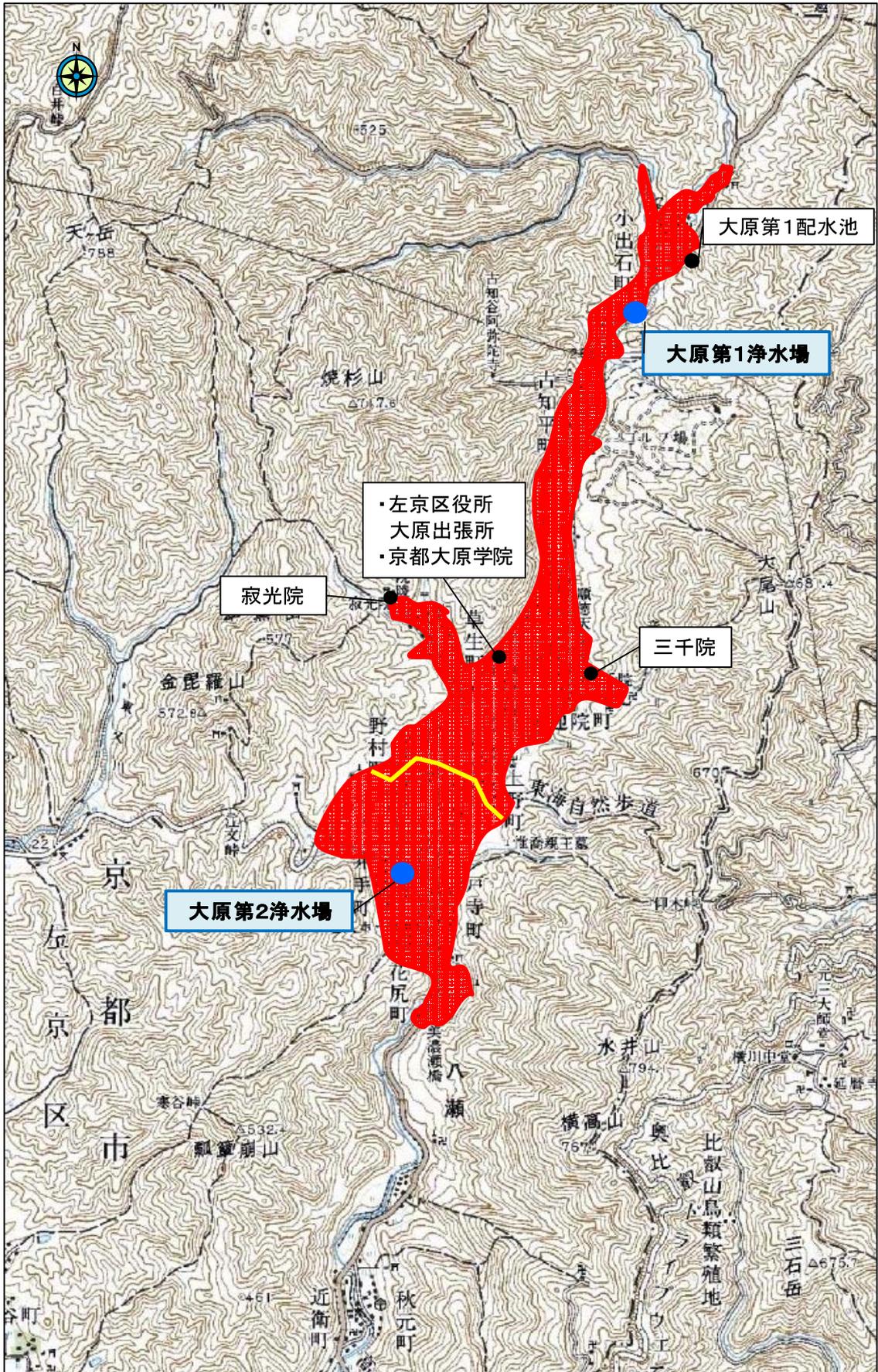
大原第1浄水場及び大原第2浄水場では、建物の一部に、みやこ^{そまぎ}杉木（京都市域の森林から産出された木材）を使用するとともに、大原第1浄水場では、太陽光発電設備を設置する。

5 今後の予定

平成28年3月末に大原第2浄水場が完成する。

これにより、大原地域水道再整備事業は、計画から1年前倒しして平成27年度末に完了する。

位置図



「琵琶湖疏水通船復活」試行事業について

1 事業趣旨

琵琶湖疏水の通船の復活は、明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である琵琶湖疏水が市民生活や産業・文化を支えてきたという建設の意義を改めて認識いただくことや、大津市と京都市を繋ぐ新たな観光資源を創出することにより、琵琶湖疏水沿線の大津・山科・岡崎地域の更なる活性化の源となることに寄与する事業である。

2 実施主体

琵琶湖疏水船下り実行委員会（参考1）

3 秋の試行事業について

(1) 目的

春の試行事業の実施において抽出した課題や乗船アンケートの結果を踏まえ、今後の通船復活事業の本格実施を見据え、より充実した事業に結びつけることを目的として秋の試行事業を実施する。

【春の試行事業()からの主な改善点・変更点】

実施期間	土・日・祝日のみの実施	平日にも実施
安全対策	トンネル内での通信手段の確保により安全性を向上	
ガイド方法	音声ガイド	操船補助者によるガイド
料金設定	本格実施を見据え、50～100%値上げ	

()春の試行事業

平成27年3月28日(土)から5月6日(水・祝)までの土、日、祝日(16日間)で実施

(2) 実施期日

平成27年11月14日(土)、15日(日)、19日(木)、20日(金)、
21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、24日(火)、26日(木)、
27日(金)、28日(土)、29日(日) 計12日間

(3) 運航コース(参考2)

コース	距離	所要時間	乗船料	便数
大津～山科～蹴上	7.8 km	約60分	4,000円	1日3便
大津～山科	4.2 km	約30分	1,500円	1日2便
山科～蹴上	3.6 km	約30分	2,500円	1日2便

定員は各便6名

(4) 乗船者モニター募集

募集期間	平成27年10月5日(月)から11日(日)まで
対象者	小学生以上(小学生は保護者同伴に限る)の方で アンケートに御協力いただける方
募集人数	504名(各日42名×12日) (参考)申込者数:延べ2,291名 平均倍率:4.5倍

(参考1)「琵琶湖疏水船下り実行委員会」委員名簿

職名	氏名
京阪電気鉄道(株)経営統括室事業推進担当部長	山田 有希生
西日本旅客鉄道(株)京都交流推進委員会事務局長	河田 邦博
公益社団法人京都市観光協会副会長	脇 博一
京都商工会議所観光・運輸部会会長	岩井 一路
大津商工会議所観光・運輸部会会長 公益社団法人びわ湖大津観光協会会長	下條 弘
京都市観光政策監	糟谷 範子
京都市山科区長	堀池 雅彦
京都市公営企業管理者上下水道局長	水田 雅博
大津市産業観光部長	山田 崇

敬称略，順不同。 : 委員長， : 副委員長

(参考2) 運航コース



(参考3) 琵琶湖疏水について

琵琶湖疏水（第一琵琶湖疏水）は，明治維新後衰退しはじめた京都のまちを復興させるため，水車を利用した機械工業や精米，舟運，かんがい，防火用水，さらに日本最初の営業用水力発電など様々な用途を目的として建設された。

この建設事業は，北垣国道第三代京都府知事によって計画され，工部大学校（現在の東京大学工学部）を卒業したばかりの田邊朔郎技師（当時21歳）が工事を指揮した。

日本人のみの手による最初の近代的土木事業であり，明治18年6月の起工式から約5年の歳月をかけ，明治23年，滋賀県大津三保ヶ崎から京都市左京区川端夷川の鴨川合流点まで（11.1km）の水路として竣工した。

上下水道局の局名アンケートの実施結果について

1 アンケートの実施期間

平成27年4月25日(土)～8月31日(月)

2 アンケートの配布場所

区 分	アンケートの配布場所
イベント会場	鳥羽水環境保全センター及び蹴上浄水場の一般公開 「水道週間」街頭キャンペーン 京(みやこ)の水カフェ×龍谷大学 京(みやこ)の水・利き水大作戦 などのイベント
当局の窓口	「お客さま窓口サービスコーナー」、各営業所、 琵琶湖疏水記念館
本市の施設	各区役所・支所、情報公開コーナーほか

その他、上下水道局のホームページにも掲載

3 アンケートの実施結果

(1) アンケートの回収数

4,710通

(2) 御意見の総数

4,734件

(3) 局名の種類

1,520種類

(4) 御意見の内訳

裏面の表のとおり

(御意見の内訳)

分類	局名	件数(件)	比率
これまでに使用した ことのある局名	水道局	312	6.6%
	上下水道局	289	6.1%
	下水道局	16	0.3%
	小計	617	13.0%
水事業関係	水循環局	143	3.0%
	水環境局	130	2.7%
	水政策局	88	1.9%
	水資源局	33	0.7%
	みず政策局	27	0.6%
	水共生局	23	0.5%
	その他(482種類)	820	17.3%
	小計	1,264	26.7%
水関係	水局	45	1.0%
	清水局	42	0.9%
	ウォーター局	26	0.5%
	アクア局	23	0.5%
	その他(244種類)	440	9.3%
	小計	576	12.2%
生活関係	くらしの水局	54	1.1%
	安全水道局	24	0.5%
	命の水局	24	0.5%
	いのちの水局	18	0.4%
	その他(203種類)	361	7.7%
	小計	481	10.2%
美・味覚関係	おいしい水局	67	1.4%
	美水局	31	0.7%
	おいしい水道局	25	0.5%
	きれいな水局	19	0.4%
	その他(163種類)	273	5.8%
	小計	415	8.8%
京都関係	京の水局	26	0.5%
	みやこ局	13	0.3%
	みやこ水道局	13	0.3%
	みやこの水局	11	0.2%
	その他(145種類)	230	4.9%
	小計	293	6.2%
施設・キャラクター 関係	^{すみと} 澄都局	28	0.6%
	つつじ局	25	0.5%
	すみと局	19	0.4%
	つつじ水道局	14	0.3%
	その他(117種類)	185	3.9%
	小計	271	5.7%
その他	その他の局名(137種類)	172	3.6%
	具体名なし	645	13.6%
	うち、「このままでよい」, 「変える必要がない」	(126)	(2.7%)
	小計	817	17.2%
合計		4,734	100.0%